

第3期

玉村町子ども・子育て支援事業計画 (案)

令和7年●月

玉 村 町

はじめに

町長挨拶

目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	3
4.	計画の策定体制	3
第2章	子どもを取り巻く現状	4
1.	人口・世帯の状況	4
2.	子ども人口に影響する社会動向	7
3.	教育・保育の必要性に影響する社会動向	9
4.	教育・保育、子育て支援サービスの状況	12
5.	第2期計画の評価	16
6.	ニーズ調査の状況	22
7.	町の子ども・子育てにおける課題	34
第3章	計画の基本的な考え方	35
1.	基本理念	35
2.	基本目標	35
3.	計画の体系	37
第4章	個別施策の展開	39
	基本目標 1 教育・保育及び地域子育て支援事業の充実	39
	基本目標 2 子育てを応援する子育てサービスの充実したまち	47
	基本目標 3 親と子どもの健康の確保・増進を応援するまち	51
	基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の充実したまち	54
	基本目標 5 仕事と家庭が両立できるまち	57
	基本目標 6 子育て家庭の生活環境の充実したまち	59
	基本目標 7 子どもが安全に安心して暮らせるまち	60
	基本目標 8 要支援児童等へのきめ細かな取組をするまち	61
第5章	計画の推進に向けて	64
1.	計画の周知徹底	64
2.	持続可能な開発目標（SDGs）の視点を持った取組の推進	64
3.	推進体制づくり	65
4.	計画の点検・評価	65

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

我が国は、1990（平成2）年の「1.57 ショック」を契機に、仕事と子育ての両立支援など様々な施策を推進してきましたが、少子化の進行に歯止めは効かず、2023（令和5）年には合計特殊出生率が1.20となり、過去最低の数値を示す結果となりました。

また、2022（令和4）年には、児童虐待の相談対応件数や不登校の件数が過去最多を更新するなど、現在の子どもを取り巻く状況はより一層深刻化しており、子どもに関する政策を社会の中心に据えて取り組んでいくことが急務とされます。

2023（令和5）年4月に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的としています。本法に基づいた、こども政策を総合的に推進する「こども大綱」が同年12月に閣議決定され、こども・若者の権利を擁護し、個性や多様性を尊重しつつ、遊びや学びを通じて健やかに成長できる、「こどもまんなか社会」の実現を目指すものであり、子どもや若者、子育て当事者の視点に立って、成長環境をつくり上げ、最善の利益を図ることが謳われています。

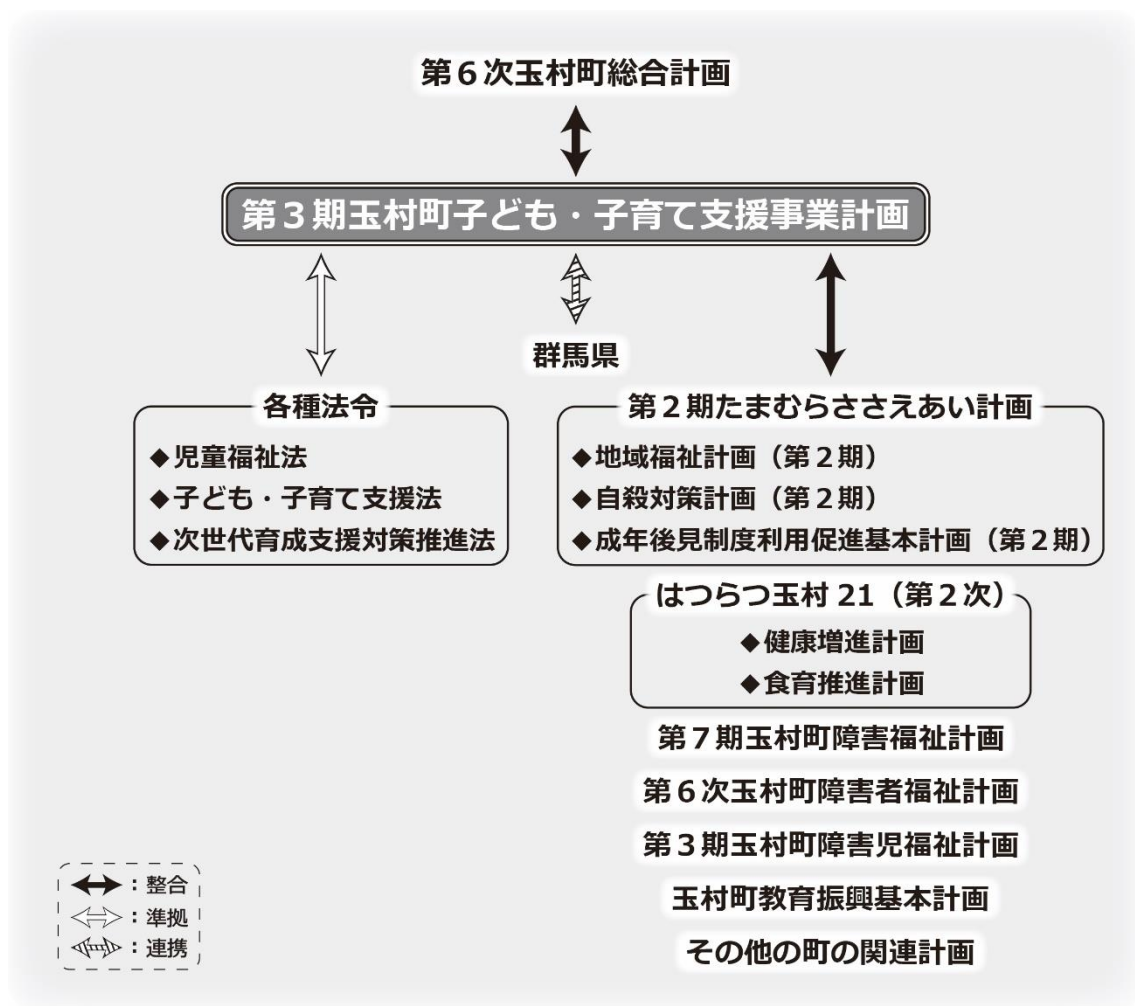
これらのことから、子育て世帯に対する支援を包括的に行うための体制を強化することのほか、仕事と家庭の両立を図るワーク・ライフ・バランスの施策や、結婚・出産・育児といったライフステージ別の施策を講じることは喫緊の課題となっており、公的支援の役割が重要となっています。

本町では、2020（令和2）年3月に「第2期玉村町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」とします。）を策定し、総合的な子育て支援施策に取り組んできました。今回、2024（令和6）年度をもって第2期計画が計画期間の終了を迎えることから、新たに2025（令和7）年度から5年間を見据えた「第3期玉村町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」とします。）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。町のあらゆる分野で子育て支援策を展開し、子どもを産み育てやすいまちづくりを推進していくための指針として、本町の最上位計画である「第 6 次玉村町総合計画」やその他の各種関連計画とも整合を図るとともに、「こども基本法」第 3 条に掲げられる基本理念を踏まえ策定しました。

■計画の位置づけ図



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とし、社会情勢等の変化により、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

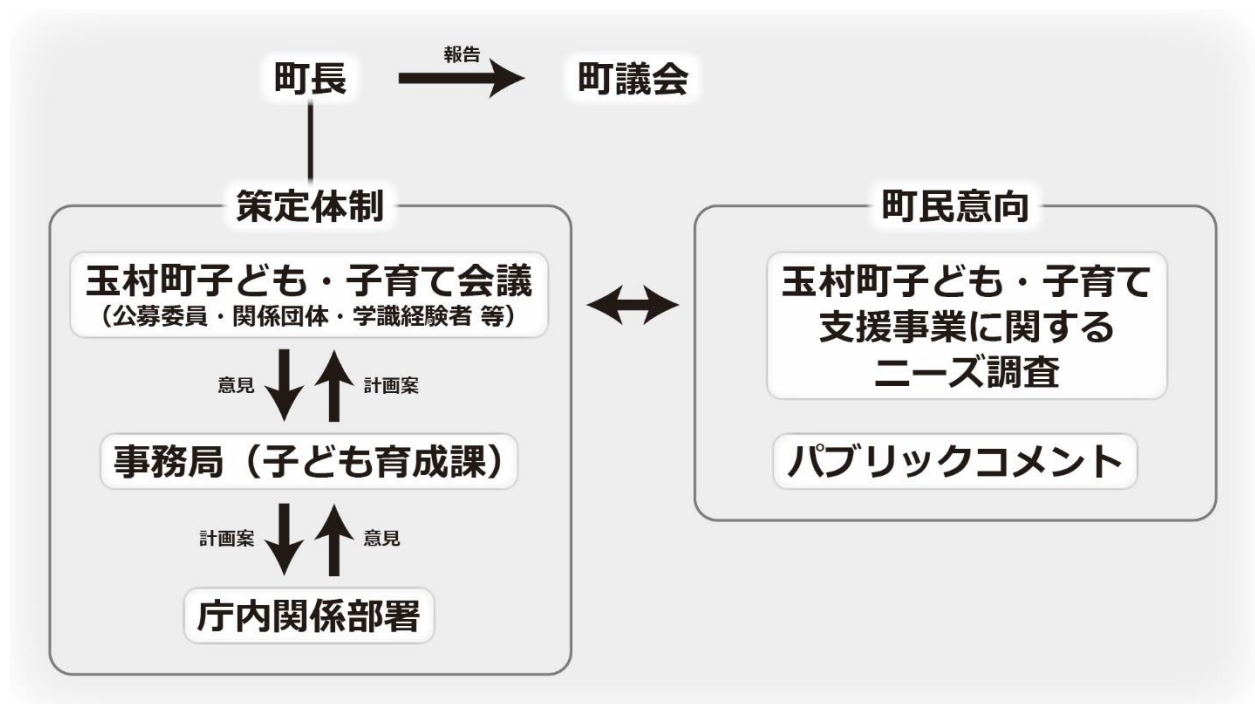
■ 計画の期間



4. 計画の策定体制

本計画は、子どもとその家庭を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体を対象とし、地域の実情に応じ計画の推進を図ります。

■ 計画の策定体制



第2章 子どもを取り巻く現状

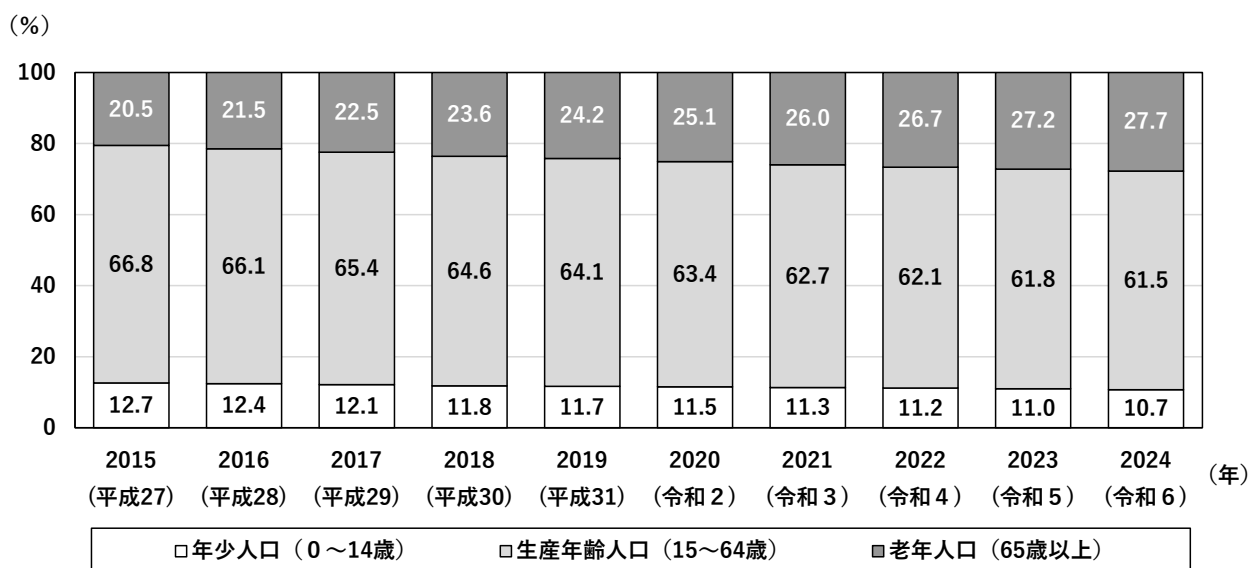
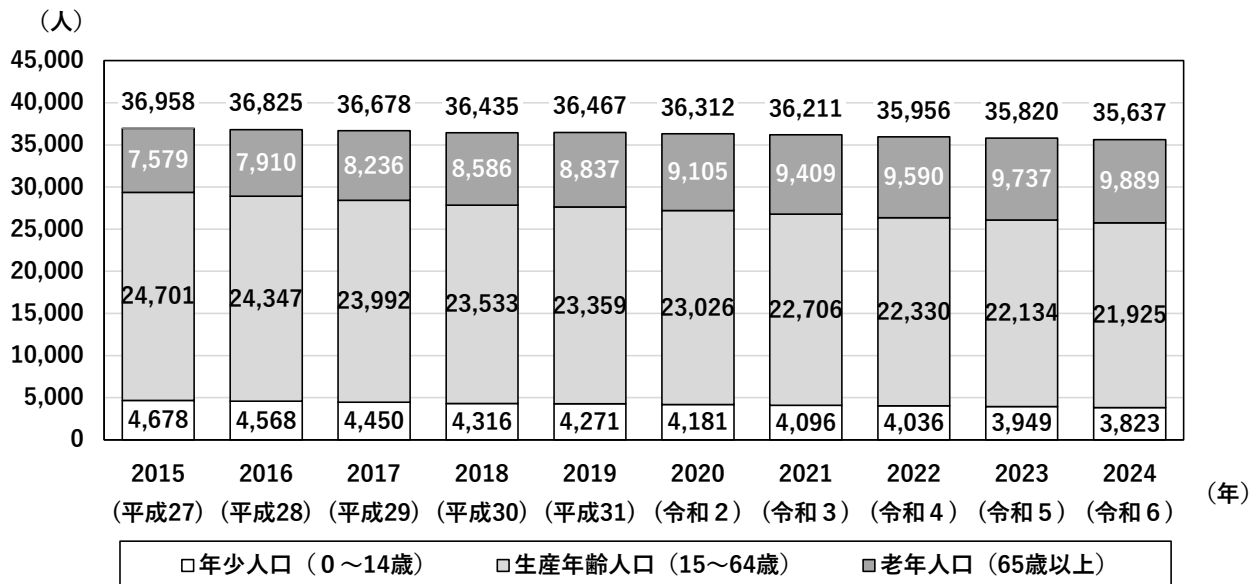
1. 人口・世帯の状況

(1) 人口の動向

本町の総人口は、年々減少傾向を示しており、2024（令和6）年には 35,637 人となっています。

また、年齢階層別にみると、年少人口及び生産年齢人口は毎年減少している一方で、老年人口は毎年増加していることから、本町が少子高齢化の一途をたどっていることがわかります。

■ 総人口・年齢階層別人口の推移及び人口割合

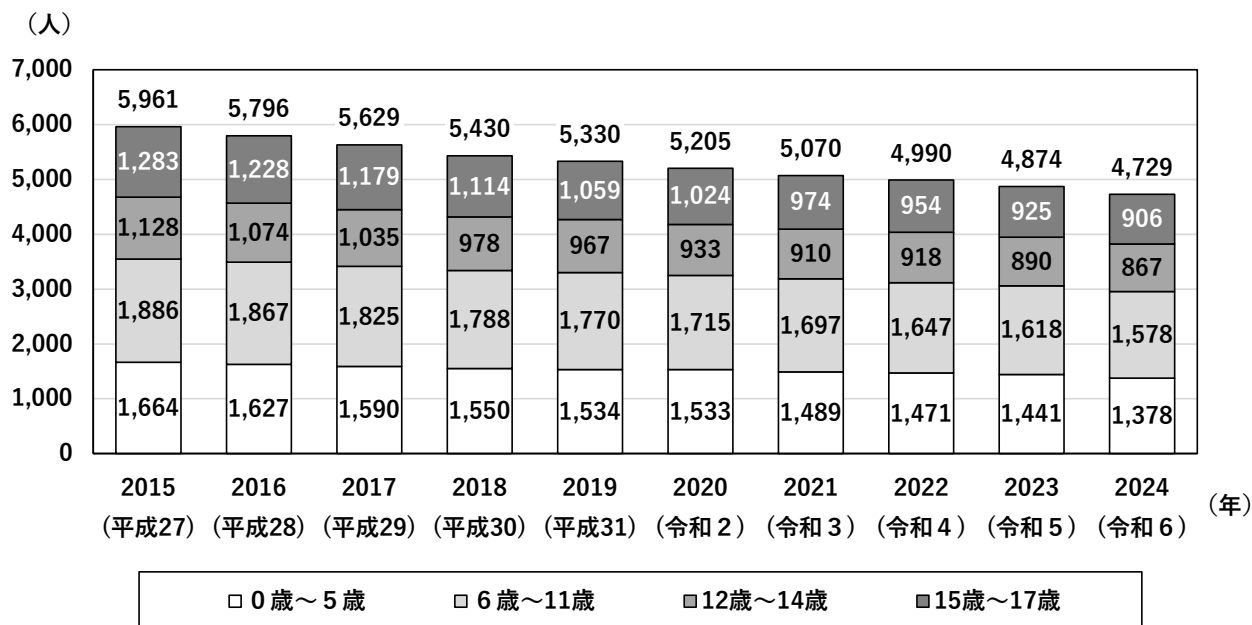


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（２）18歳未満の子どもの推移

本町の 18 歳未満の子どもの人口は年々減少しており、2024（令和 6）年には 4,729 人となっています。

■18歳未満の子ども人口の推移

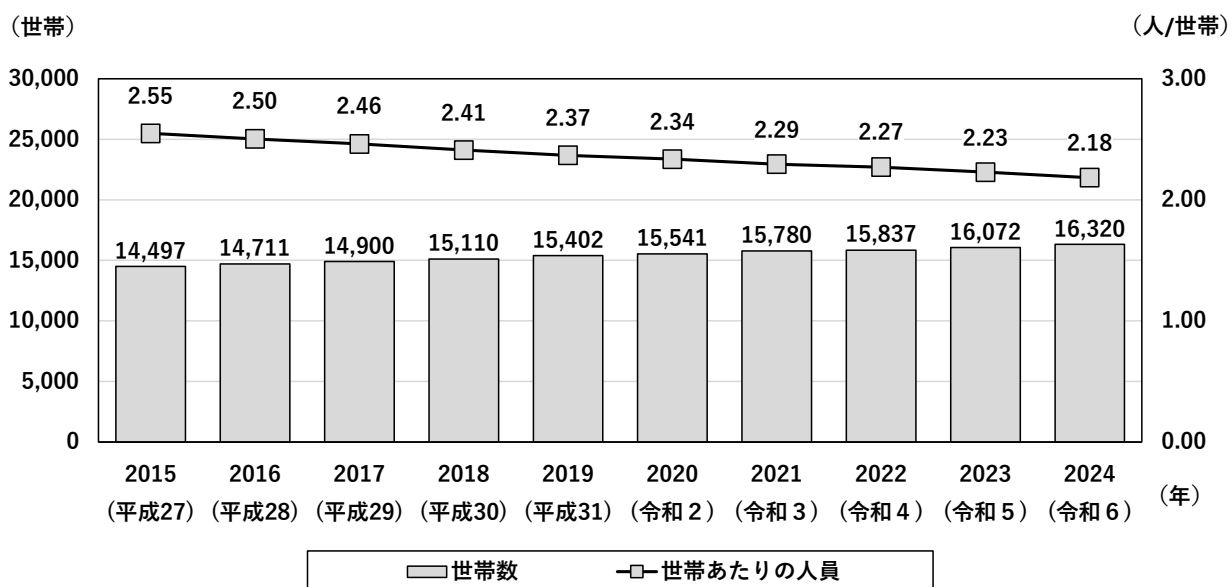


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 世帯の動向

本町の総世帯数は、増加傾向にある一方で、一世帯あたりの人員数は、減少傾向にあることから、核家族世帯や単身世帯が増加していることがうかがえます。

■世帯数及び一世帯あたり人員の推移

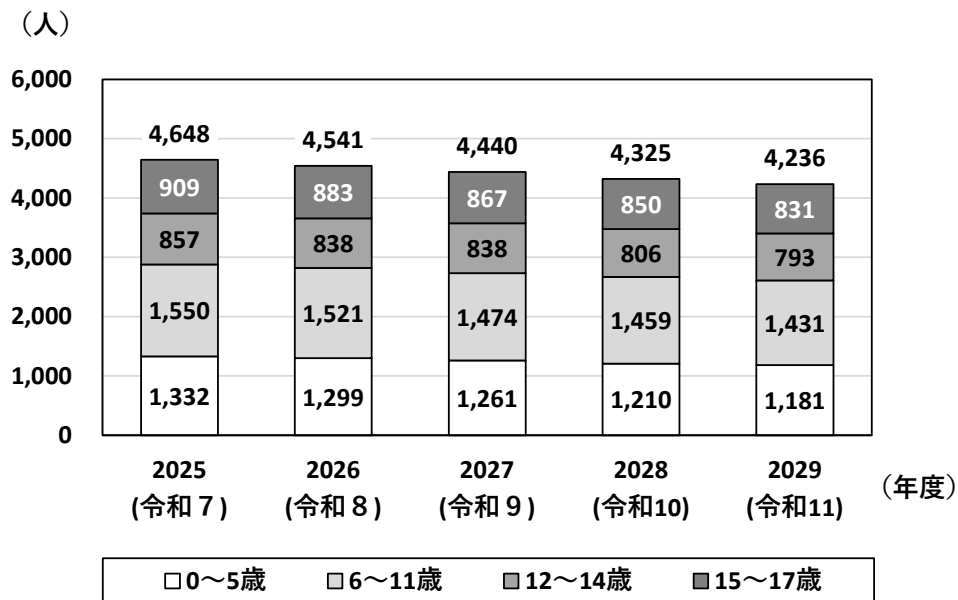


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 人口の将来推計

本町の子ども人口は、今後も減少傾向が続くと予測され、本計画期間が終了する 2029 (令和 11) 年度には、18 歳未満の人口は 4,236 人まで減少すると見込まれています。

■ 18 歳未満の子ども人口の将来推計

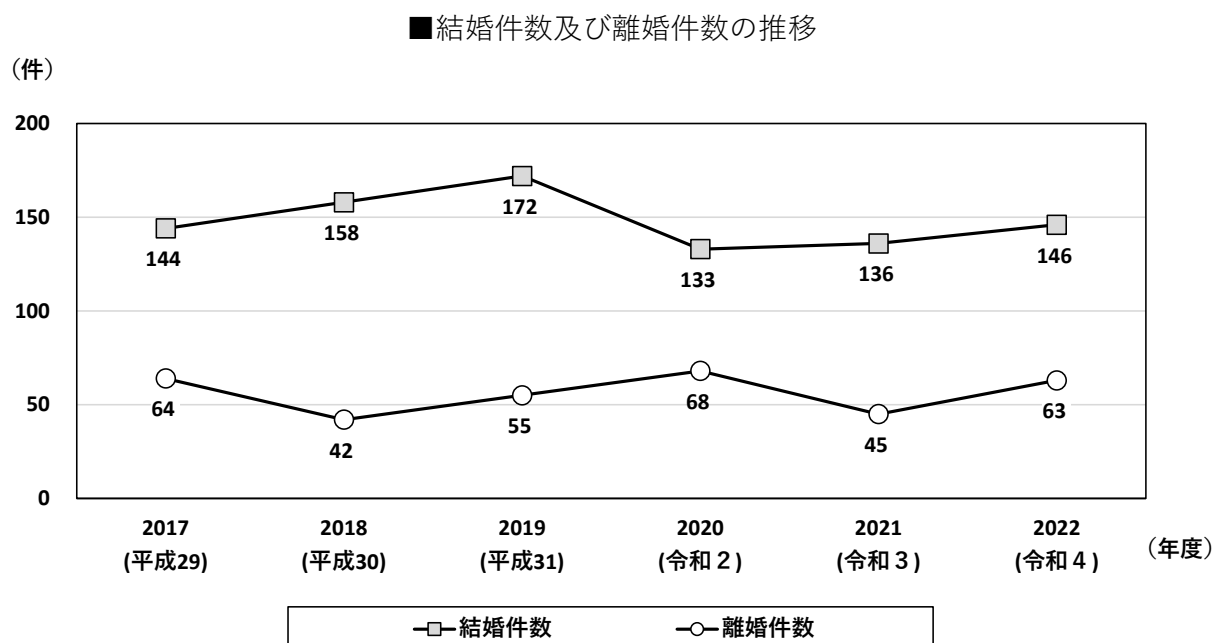


出典：住民基本台帳より推計

2. 子ども人口に影響する社会動向

(1) 結婚件数と離婚件数の推移

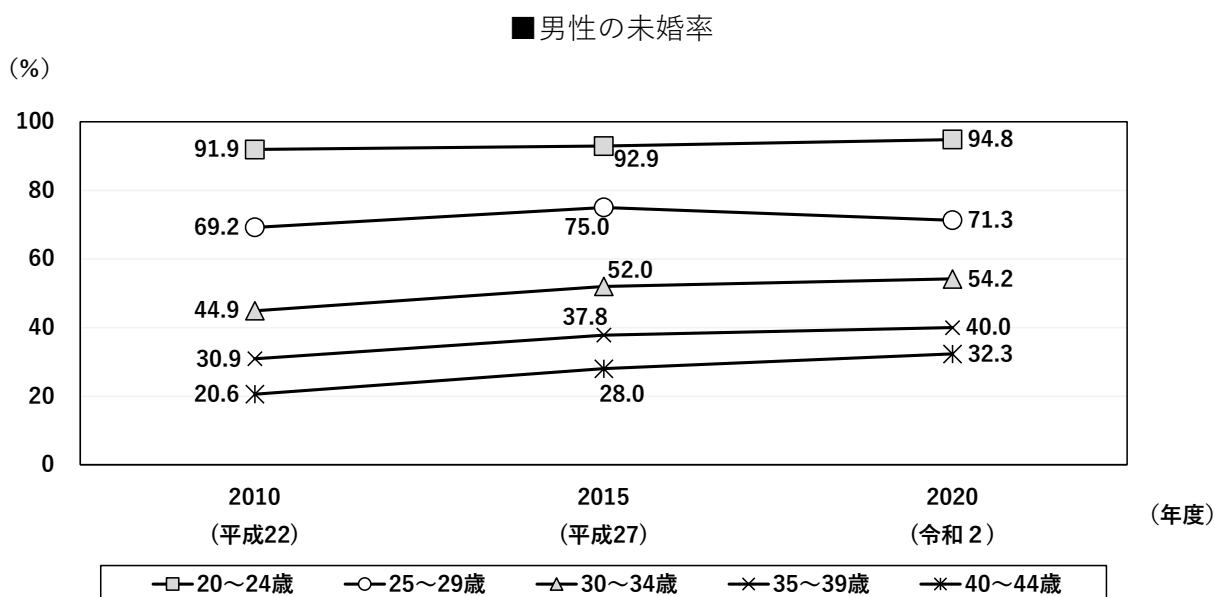
本町の結婚件数、離婚件数ともに増減を繰り返しながらもほぼ横ばいに推移しており、2022（令和4）年における結婚件数は146件、離婚件数は63件となっています。

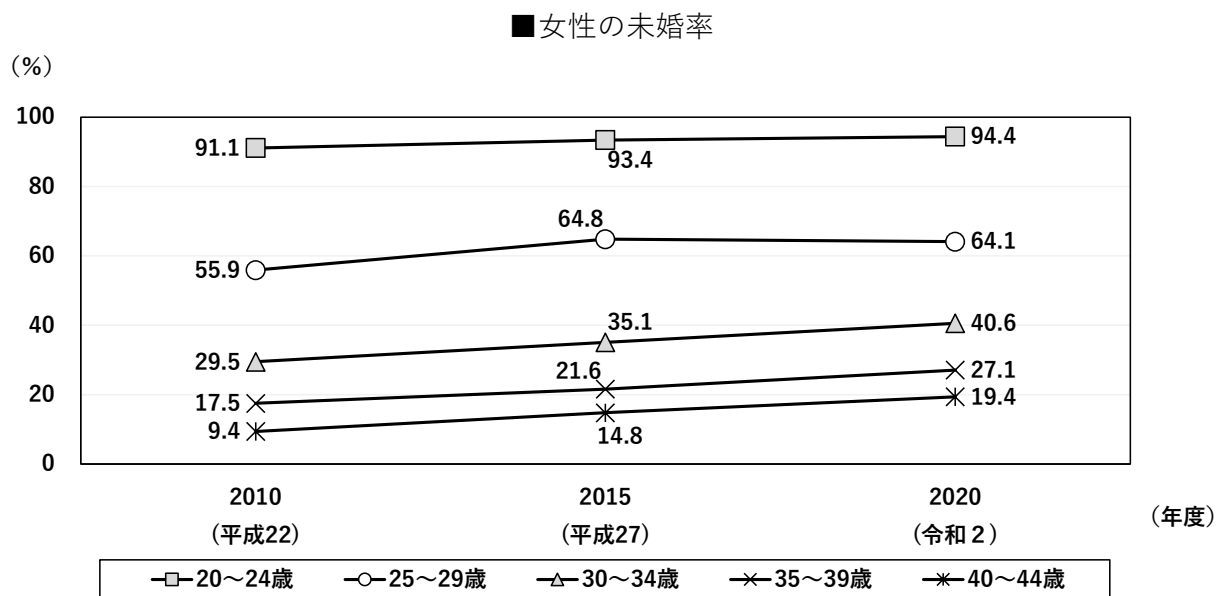


出典：群馬県統計情報提供システム「群馬県人口動態統計」

(2) 未婚率の推移

本町の未婚率は、2015（平成27）年まで男性、女性ともにすべての年齢層において上昇傾向にありましたが、2020（令和2）年には男性、女性ともに「25～29歳」において減少傾向が示されています。

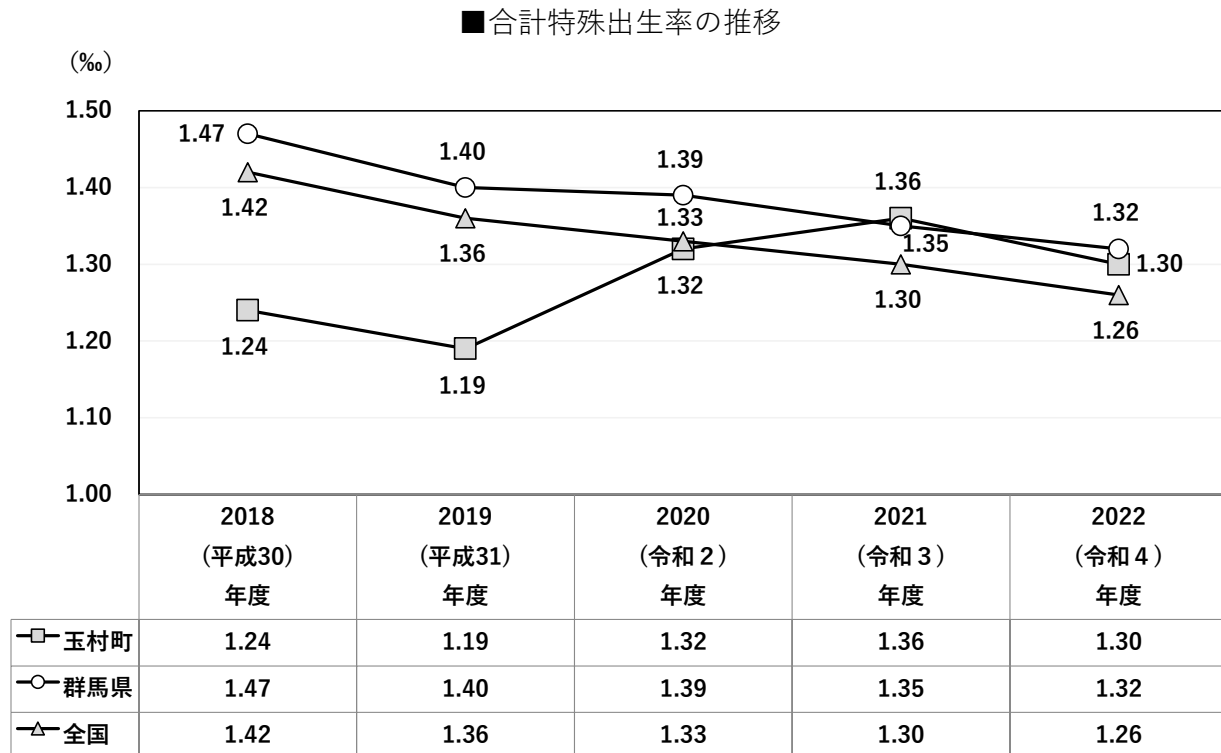




出典：国勢調査

(3) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、2020（令和2）年度までは全国及び群馬県の合計特殊出生率を下回り推移していましたが、2021（令和3）年度にはどちらも上回り、2022（令和4）年度時点では群馬県より0.02ポイント低い結果となっています。

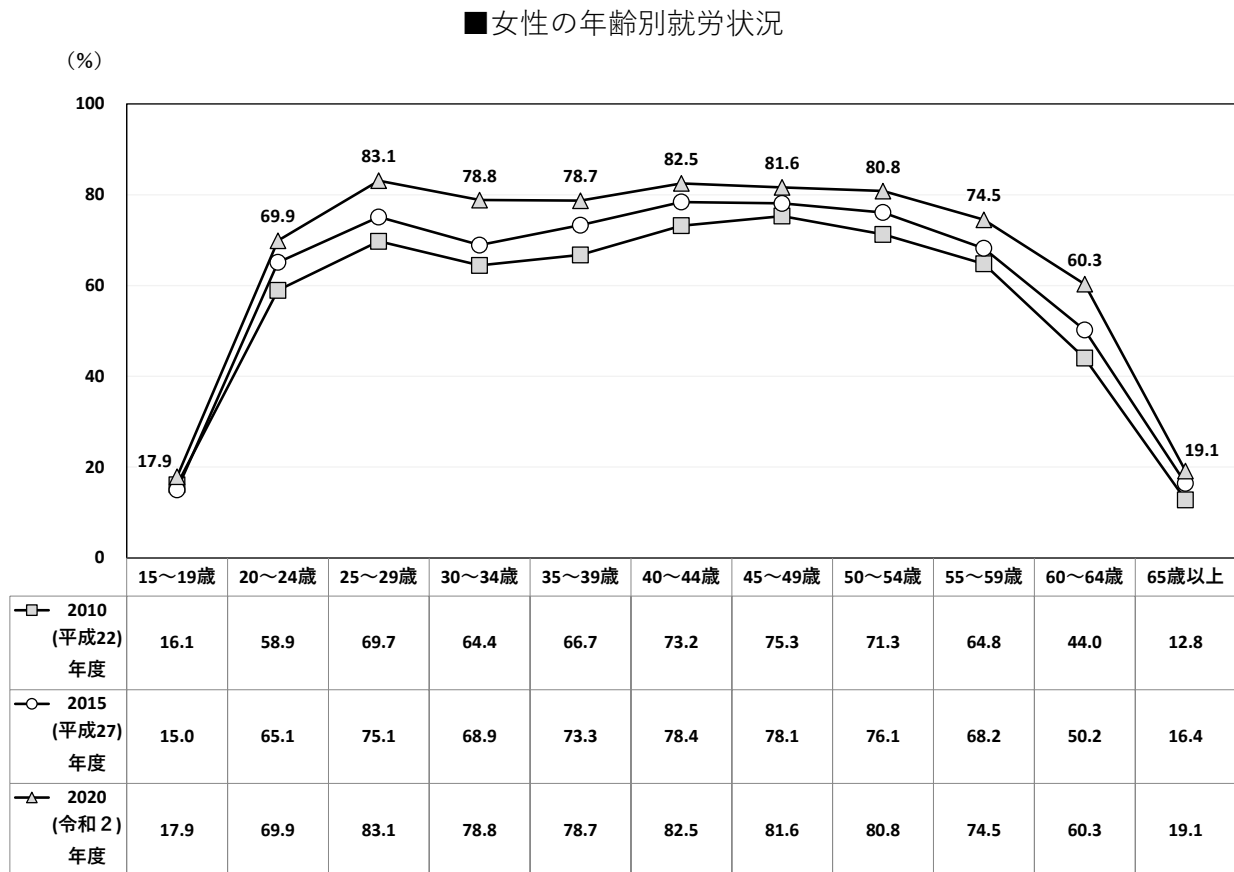


出典：群馬県人口動態統計

3. 教育・保育の必要性に影響する社会動向

(1) 女性の就労状況

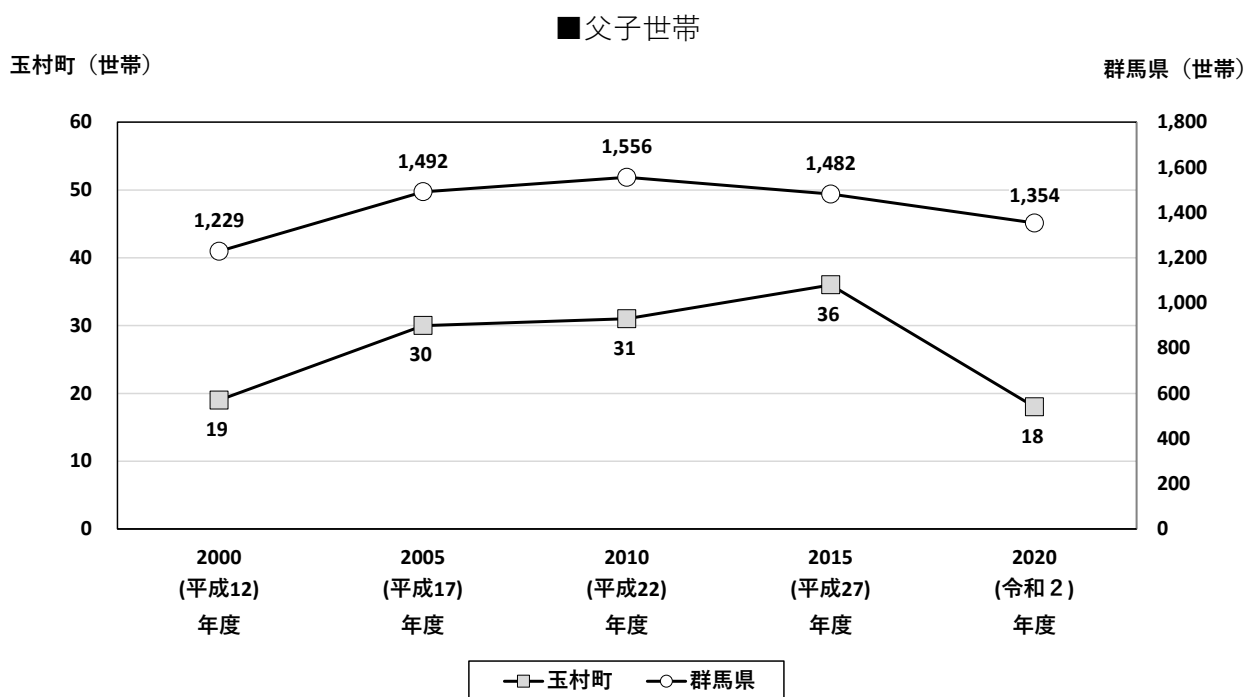
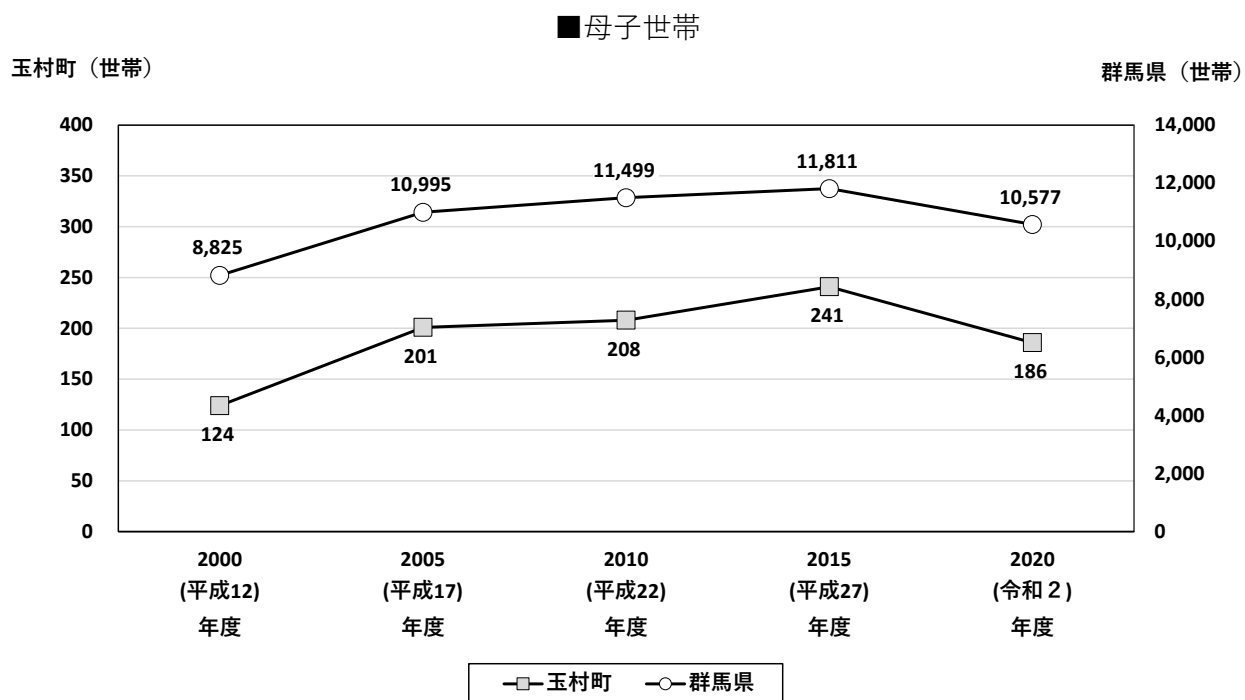
本町の女性の就労率は、全年齢層において増加傾向で推移しており、出産や子育て期にあたる30代に一度低下する「M字曲線」が示されていますが、年々「M字」が緩やかになっています。



出典：国勢調査

(2) ひとり親世帯の状況

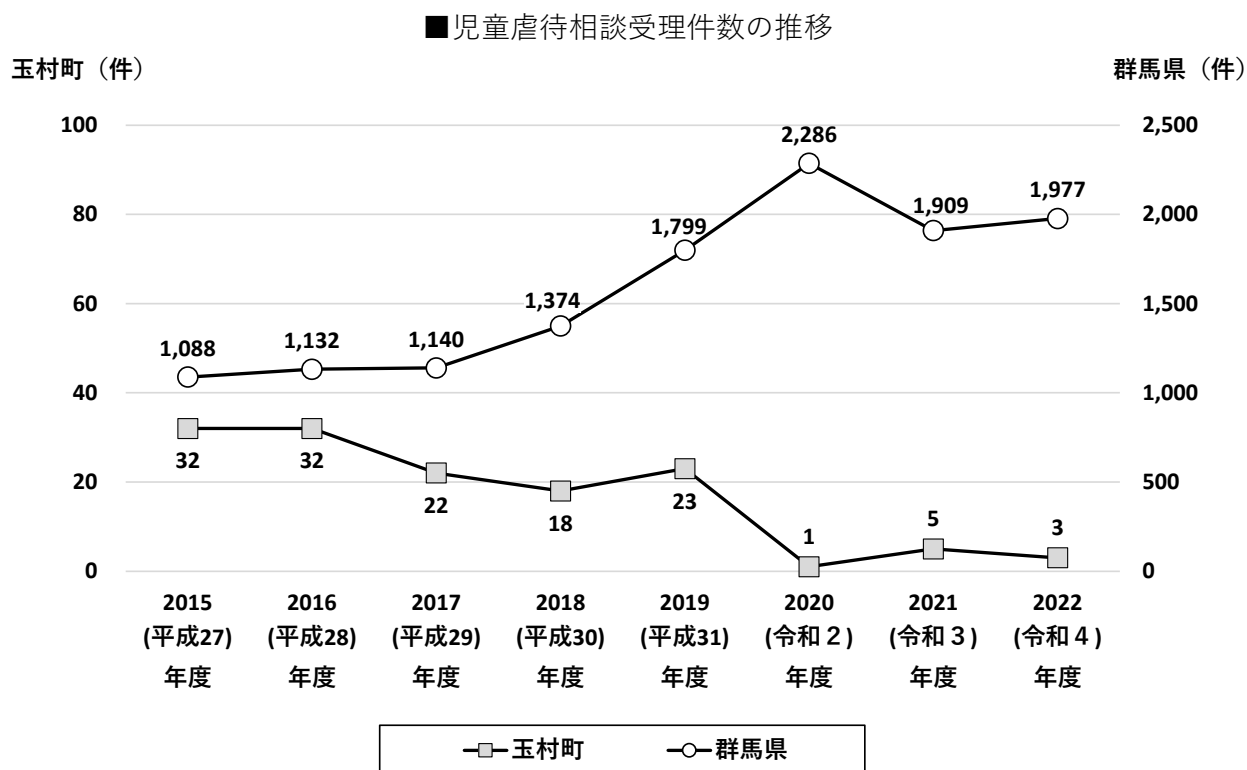
本町の母子家庭、父子家庭の世帯数は、ともに 2015（平成 27）年度までは年々増加傾向で推移していましたが、2020（令和 2）年度には減少に転じています。



出典：国勢調査

(3) 児童虐待相談受理件数

群馬県全体の児童虐待相談受理件数は、年々増加傾向にある一方で、本町の児童虐待相談受理件数は減少傾向にあり、2020（令和2）年度以降は一桁で推移しています。



出典：玉村町、群馬県児童福祉課「令和4年度児童虐待相談の状況について」

■ 玉村町における 2022（令和4）年度の児童虐待相談受理件数の内訳

区分	0～3歳児	3歳～就学前児	小学生	中学生	高校生～18歳	合計
身体的虐待	1	1	0	0	1	3
心理的虐待	0	0	0	0	0	0
ネグレクト	0	0	0	0	0	0
性的虐待	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	0	1	3

4. 教育・保育、子育て支援サービスの状況

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園の状況

■認可保育所の定員数と児童数の推移

(単位：人)

認可保育所	定員	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年	令和6 (2024) 年
第1保育所	220	184	172	202	196	182
第2保育所	140	124	104	98	92	93
第3保育所	110	101	98	91	91	84
第4保育所	180	140	131	135	135	142
第5保育所	110	93	63	—	—	—
にしきの保育園かみのて	90	95	95	92	93	89
にしきの保育園よろくぶ	90	—	37	65	77	86
玉村おひさま保育園	60	65	59	64	62	67
たまむら直心保育園	110	53	79	95	100	97
合計	1,110	852	838	842	846	840
うち管外受託児童数		14	19	19	23	17
管外委託児童数		16	14	13	15	16

(各年5月1日現在)

■入所児童数の状況

(単位：人)

認可保育所	定員	入所児童数						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
第1保育所	220	6	30	34	36	36	40	182
第2保育所	140	5	13	18	16	17	24	93
第3保育所	110	4	12	17	17	16	18	84
第4保育所	180	7	22	34	25	23	31	142
にしきの保育園かみのて	90	1	18	17	18	17	18	89
にしきの保育園よろくぶ	90	6	17	18	17	16	12	86
玉村おひさま保育園	60	8	12	10	12	13	12	67
たまむら直心保育園	110	1	18	20	20	20	18	97
合計	1,000	38	142	168	161	158	173	840

(令和6年5月1日現在)

■幼稚園の定員数と児童数の推移

(単位：人)

幼稚園名	定員	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
玉村幼稚園	180	128	99	83	66	57

(各年5月1日現在)

■認定こども園の定員数と児童数の推移

(単位：人)

認定こども園名	定員	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
フェリーチェ国際こども園※	180	29	28	31	35	40
マーガレット幼稚園	95	35	43	47	49	52
合計	275	64	71	78	84	92

※ 令和6年5月1日現在の定員数。

(各年5月1日現在)

■預かり保育の実施状況

幼稚園及び認定こども園名	預かり保育実施状況
玉村幼稚園	—
マーガレット幼稚園	○※
フェリーチェ国際こども園	○

※ 表中の「○」は事業を実施したことを示しています。本章では、以降同様とします。

(令和6年5月1日現在)

(2) 子育て支援サービスの状況

①子育て支援事業の状況

■子育て支援事業の実施状況（施設数の推移）

（単位：か所）

事業名	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年	令和 4 (2022) 年	令和 5 (2023) 年	令和 6 (2024) 年
玉村町地域子育て支援センター （第 1 保育所に併設）	1	1	1	1	1
ファミリー・サポート・センター事業	1	1	1	1	1
一時預かり事業	5	6	6	6	6
延長保育事業	7	8	8	8	8

（各年 5 月 1 日現在）

■子育て支援事業の利用者数の推移

（単位：人日、人）

事業名	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
玉村町地域子育て支援センター （第 1 保育所に併設）（人日）	3,691	4,781	6,093	5,770	2,616
ファミリー・サポート・センター 事業（人日）	455	765	543	202	231
一時預かり事業（人日）	1,536	1,733	2,039	2,295	698
延長保育事業（人）	197	164	257	268	212

（各年度末現在。ただし、令和 6 年度は 9 月末現在。）

②放課後児童クラブの状況

（単位：人）

放課後児童クラブ名	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年	令和 4 (2022) 年	令和 5 (2023) 年	令和 6 (2024) 年
放課後児童クラブスマイル	21	15	19	15	11
玉村小学校放課後児童クラブ	78	76	74	73	72
芝根小学校放課後児童クラブ	63	52	54	62	64
上陽児童館放課後児童クラブ	83	90	77	77	87
中央児童館放課後児童クラブ	94	96	81	86	90
がんばりっこクラブにしきの	40	51	53	36	44
南児童館放課後児童クラブ	72	72	67	59	65
合計	451	452	425	408	433

（各年 5 月 1 日現在）

（３）障がい児保育の状況

障がい児や特別な支援が必要な子どもの保育では、必要に応じて保育士を加配し、集団生活の場を提供しています。

5. 第2期計画の評価

(1) 幼児期の学校教育・保育の提供体制の整備状況

〈1号認定〉認定こども園及び幼稚園

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み※	213人 〔11人〕	211人 〔11人〕	208人 〔11人〕	211人 〔11人〕	210人 〔11人〕
実績	207人	185人	168人	144人	131人
認定こども園	72人 2か所	79人 2か所	76人 2か所	74人 2か所	69人 2か所
幼稚園	135人 1か所	106人 1か所	92人 1か所	70人 1か所	62人 1か所

(各年5月1日現在)

※ 量の見込みのうち〔 〕の数値は、保育が必要な家庭に分類されるが、幼稚園の利用希望が強いと思われる子どもの数(うち数)

〈2号認定〉認定こども園及び保育所

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	577人	571人	563人	572人	567人
実績	569人	565人	582人	586人	579人
認定こども園	50人 2か所	56人 2か所	73人 2か所	85人 2か所	87人 2か所
保育所	519人 8か所	509人 9か所	509人 8か所	501人 8か所	492人 8か所

(各年度末現在。ただし、令和6年度は9月末現在。)

〈3号認定〉認定こども園及び保育所＋地域型保育

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	483人	486人	479人	474人	467人
0歳	120人	123人	120人	119人	118人
1～2歳	363人	363人	359人	355人	349人
実績	435人	441人	441人	457人	430人
認定こども園	44人 2か所	46人 2か所	50人 2か所	51人 2か所	46人 2か所
保育所	391人 8か所	395人 9か所	391人 8か所	406人 8か所	384人 8か所
地域型保育事業	—	—	—	—	—

(各年度末現在。ただし、令和6年度は9月末現在。)

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備状況

以下の実績は、各年度末現在の値を示します。ただし、2024（令和6）年度は9月末までの数値です。

①利用者支援事業

（単位：か所）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1
母子保健型※	1	1	1	1	1
実績※	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

※ 令和6年度よりこども家庭センター型として実施。

②地域子育て支援拠点事業

（単位：人日）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み	9,645	9,567	9,437	9,333	9,203
実績	8,913	8,535	16,160	23,223	12,418

③妊婦健康診査

（単位：人日）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み	3,075	3,036	2,972	2,959	2,921
実績	2,761	2,847	2,715	2,395	1,185

④乳児家庭全戸訪問事業

（単位：人）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み	247	244	239	238	235
実績	214	202	221	202	76

⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

ア. 養育支援訪問事業

(単位：人)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	12	11	11	11	11
実績	10	10	10	10	6

イ. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(実施状況)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実施見込み	○	○	○	○	○
実績	○	○	○	○	○

⑥子育て短期支援事業

(単位：人日)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

(単位：人日)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	751	751	687	728	723
実績	455	765	543	202	231

⑧一時預かり事業

ア. 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

(単位：人日)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	600	594	586	588	581
実績	397	603	526	2,370	628

イ. 2号認定による定期的な一時預かりの利用

(単位：人日)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	0

ウ. 上記ア・イ以外の一時預かりの利用

(単位：人日)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	2,097	2,079	2,050	2,056	2,033
実績	1,536	1,733	2,039	2,295	698

⑨延長保育事業

(単位：人)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	276	273	269	276	273
実績	197	164	257	268	212

⑩病児保育事業、ファミリー・サポート・センターでの病児預かり事業

(単位：人日)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	14	14	13	14	13
実績	1	41	10	10	10

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

（単位：人）

	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
量の見込み	463	463	423	449	445
1 年生	150	150	137	145	144
2 年生	136	136	125	132	131
3 年生	106	106	96	102	101
4 年生	59	59	54	58	57
5 年生	12	12	11	12	12
6 年生	0	0	0	0	0
実績	451	452	425	408	433
1 年生	120	141	131	130	143
2 年生	143	106	132	119	114
3 年生	111	114	87	95	104
4 年生	59	72	60	47	60
5 年生	13	15	7	12	9
6 年生	5	4	8	5	3

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

（実施状況）

	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
実施見込み	○	○	○	○	○
実績	○	○	○	○	○

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

（実施状況）

	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
実施見込み	○	○	○	○	○
実績	○	○	○	○	○

(3) 子ども・子育て支援事業の達成状況

第2期計画期間に実施した、基本目標2から基本目標8に該当する計118事業について、「A（順調）」、「B（やや遅れている）」、「C（遅れている）」、「D（終了）」の4段階で評価しました。

2023（令和5）年度時点における事業評価では、全事業の88.1%がA評価となり、概ね順調に事業を進めてきました。しかし、コロナ禍以降の子育てボランティア団体「子育ておうえん隊」の解散等により、一部未着手となっている事業があるため、今後、事業の実施体制を見直す必要があります。

■第2期計画期間における基本目標別の達成状況の評価

第2期計画における 基本目標	評価 事業数	令和5年度における事業評価※			
		A	B	C	D
基本目標1 教育・保育及び地域子育て支援事業の充実	前項（1）及び（2）のとおり				
基本目標2 子育てを応援する子育てサービスの充実したまち	25 事業	21 事業 84.0%	1 事業 4.0%	3 事業 12.0%	0 事業 0.0%
基本目標3 親と子どもの健康の確保・増進を応援するまち	22 事業	22 事業 100.0%	0 事業 0.0%	0 事業 0.0%	0 事業 0.0%
基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の充実したまち	23 事業	19 事業 82.6%	1 事業 4.3%	2 事業 8.7%	1 事業 4.3%
基本目標5 仕事と家庭が両立できるまち	15 事業	14 事業 93.3%	0 事業 0.0%	0 事業 0.0%	1 事業 6.7%
基本目標6 子育て家庭の生活環境の充実したまち	4 事業	3 事業 75.0%	1 事業 25.0%	0 事業 0.0%	0 事業 0.0%
基本目標7 子どもが安全に安心して暮らせるまち	6 事業	5 事業 83.3%	1 事業 16.7%	0 事業 0.0%	0 事業 0.0%
基本目標8 要支援児童等へのきめ細かな取組をするまち	23 事業	20 事業 87.0%	0 事業 0.0%	3 事業 13.0%	0 事業 0.0%
合計	118 事業	104 事業 88.1%	4 事業 3.4%	8 事業 6.8%	2 事業 1.7%

※ 評価A：順調（事業の達成状況が70%以上）
 評価B：やや遅れている（事業の達成状況が70%未満）
 評価C：遅れている（未着手）
 評価D：終了（事業の終了または廃止）

6. ニーズ調査の状況

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援法に基づき、後掲「第4章 基本目標 1 教育・保育及び地域子育て支援事業の充実」に示す、本計画期間における確保を図るべき教育・保育・子育て支援の需要量の算出に活用するため、また、本町の支援サービスの利用意向や子育て世帯の生活実態等を把握するため、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

(2) 調査の設計

項目	内容
調査期間	令和5年12月15日（金）～令和6年1月5日（金）
調査対象	町内在住の就学前児童（0～5歳児）及び小学生（1～6年生）の保護者
調査方法	郵送配布・郵送回収、二次元コードによるオンライン調査

(3) 配布数及び回収数

調査対象	配布数	回収数	有効回収数	回収率
就学前児童保護者	1,000	403 (内オンライン 221)	403	40.3%
小学生保護者	1,000	412 (内オンライン 232)	412	41.2%

(4) 調査結果の概要

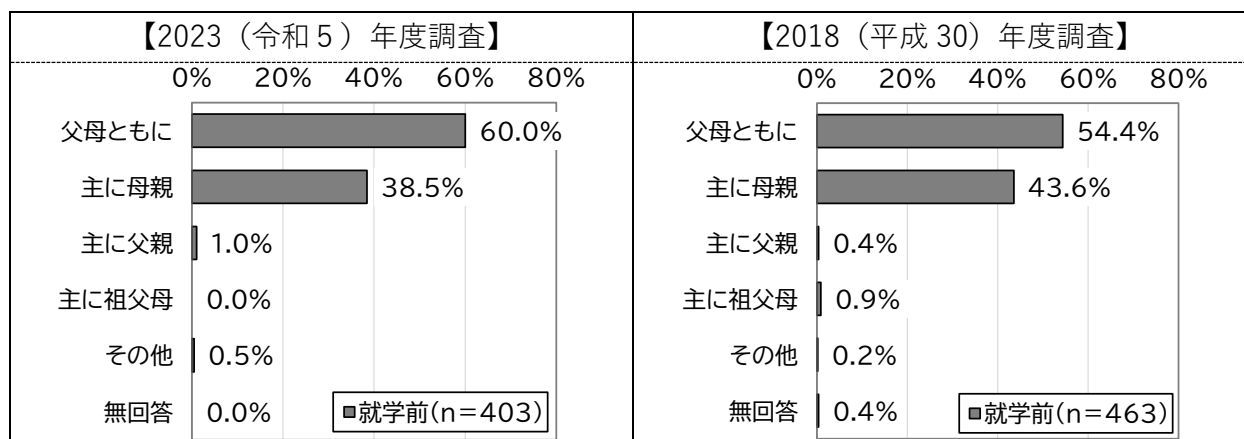
①子どもの育ちをめぐる環境について

ア) 子育てや教育に日常的に関わっている方、子どもへの影響が大きい環境

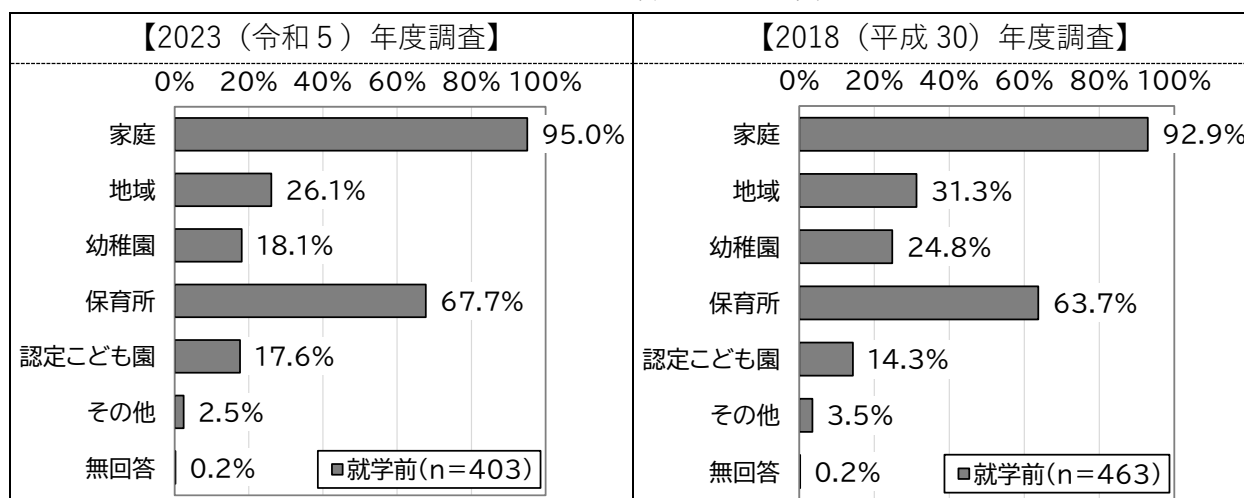
就学前児童保護者アンケート（以下、「就学前アンケート」とします。）の 2023（令和 5）年度調査結果によると、子育てや教育に日常的に関わっている方では、「父母ともに」の割合が 60.0%、「主に母親」の割合が 38.5%となっています。また、子育てや教育への影響が大きい環境では、「家庭」の割合が 95.0%と高く、次いで「保育所」が 67.7%となっています。

2018（平成 30）年度調査結果と比較すると、子育てや教育に「主に母親」が日常的に関わっている世帯が減少し、「父母ともに」関わる世帯が増加していること、「家庭」や「保育所」が子どもに与える影響が大きいと考える方が増加していることから、本町において、共働き・共育てが浸透してきていることがうかがえます。

■日常的に関わっている方



■子どもへの影響が大きい環境

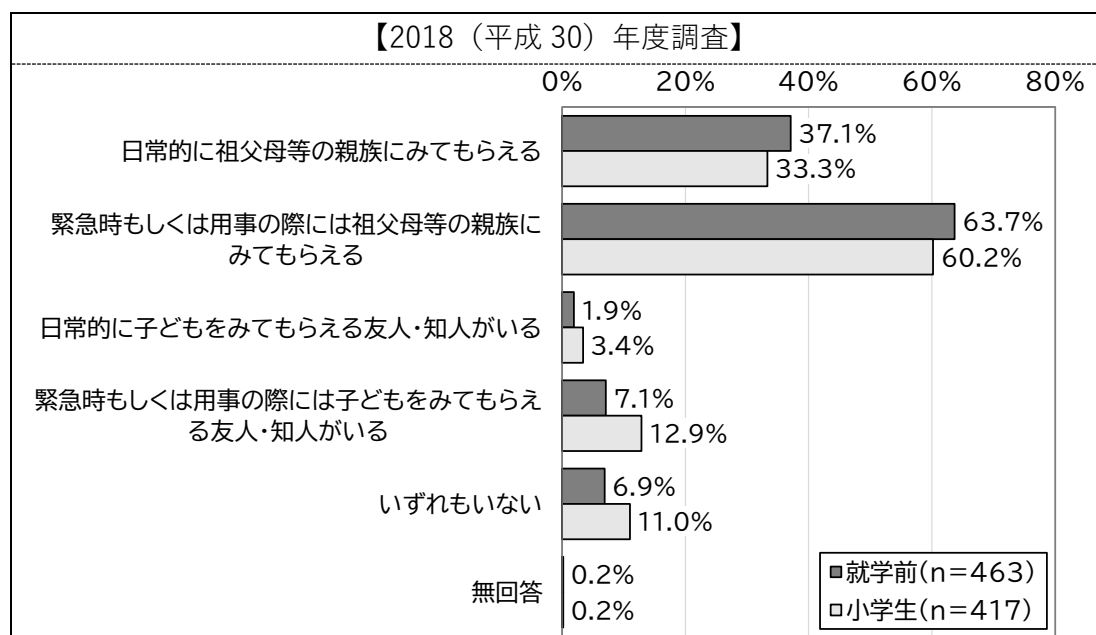
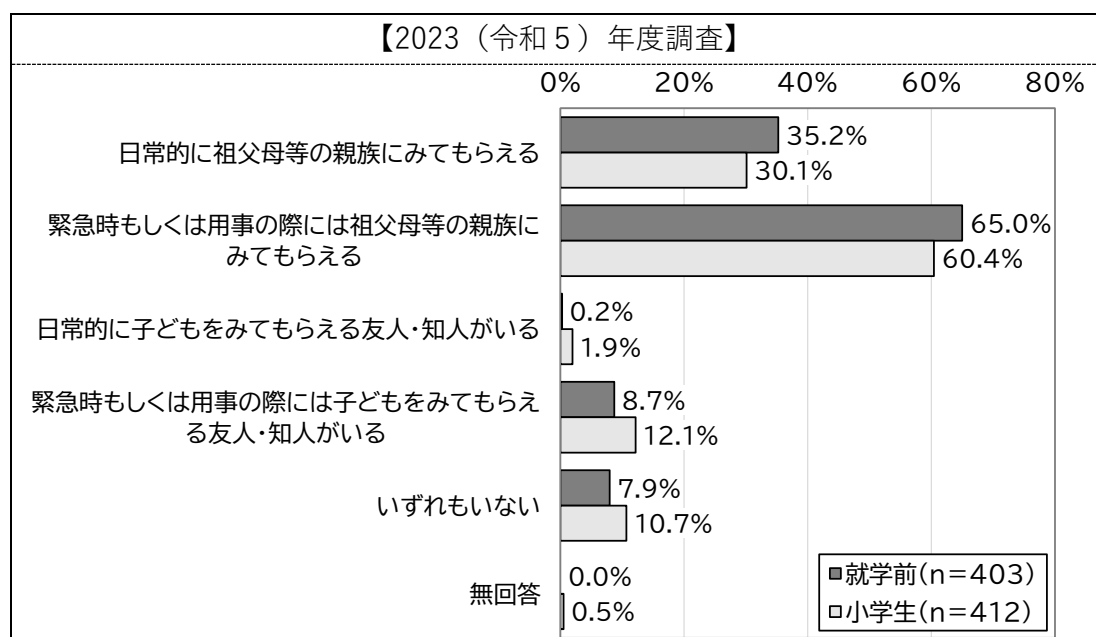


イ) 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前アンケート及び小学生児童保護者アンケート（以下、「小学生アンケート」とします。）の 2023（令和 5）年度調査結果によると、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が、就学前では 65.0%、小学生では 60.4%とともに最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が、就学前では 35.2%、小学生では 30.1%となっています。

2018（平成 30）年度調査結果と比較しても、ほとんど同様の傾向となっています。

■子どもをみてもらえる親族・知人



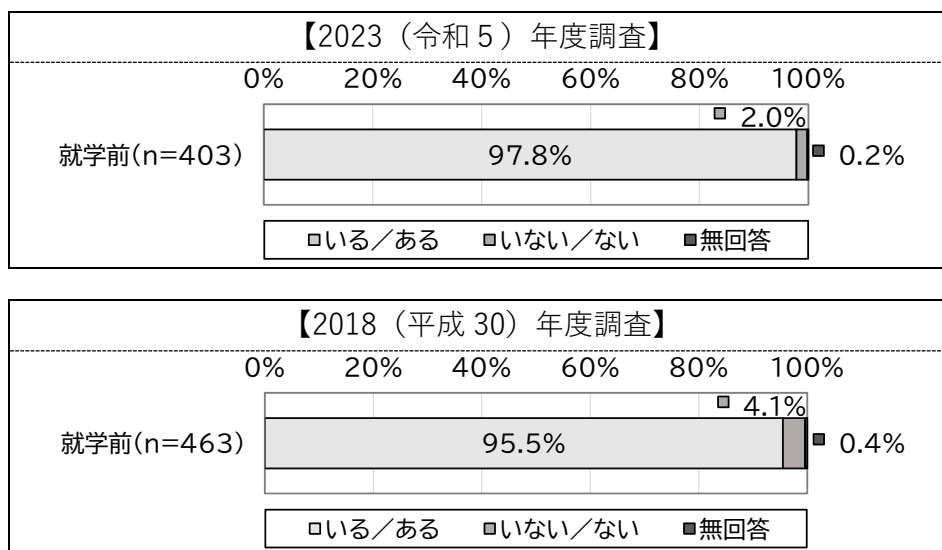
ウ) 子育てや教育をする上での相談相手

就学前アンケートの 2023（令和 5）年度調査結果によると、子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無は、「いる/ある」の割合が 97.8%と高く、「いない/ない」の割合は 2.0%となっています。

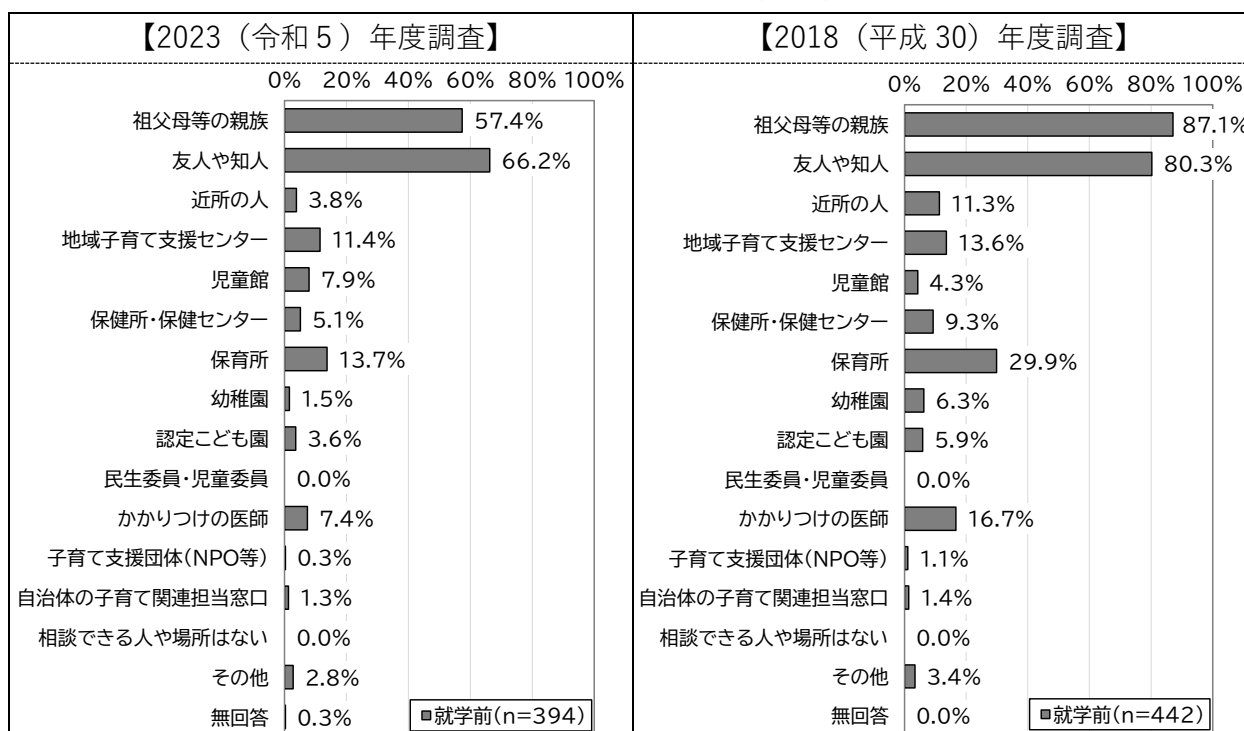
また、主な相談先は、「友人・知人」の割合が 66.2%と高く、次いで「祖父母等の親族」が 57.4%となっています。

2018（平成 30）年度調査結果と比較すると、相談先の回答割合が全体的に減少していることから、複数の相談先を持たない家庭が増えていることが示唆されます。

■子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無



■気軽に相談できる相手（場所）



②保護者の就労状況について

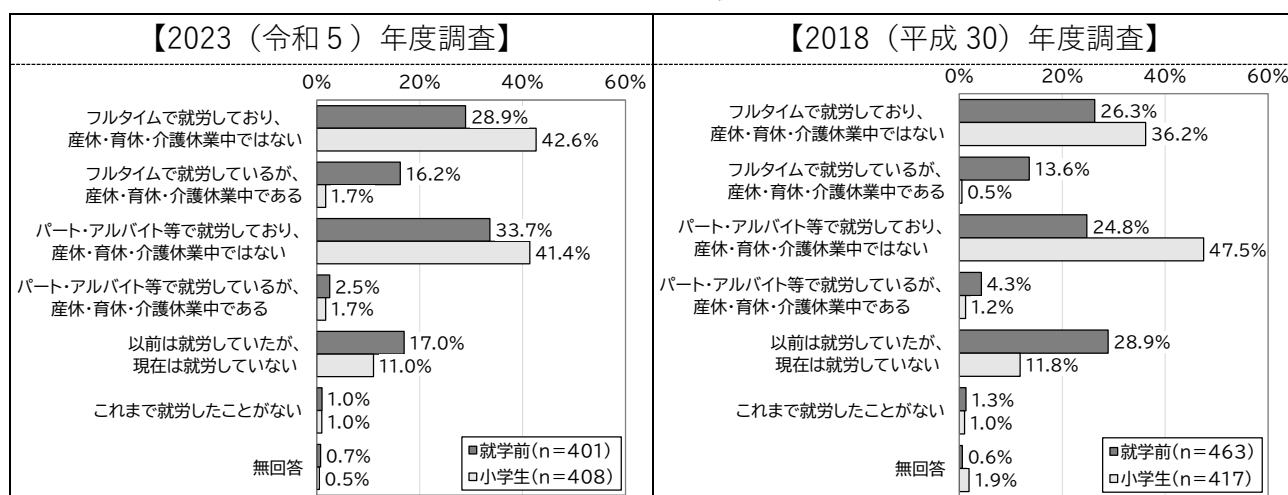
ア) 母親の就労状況

就学前アンケート及び小学生アンケートの 2023（令和 5）年度調査結果によると、就学前の母親の就労状況については、産休中なども合わせた「フルタイムで就労」が 45.1%、「パート・アルバイト等で就労」が 36.2%で、合わせると『就労している人』は 81.3%となっています。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」を合わせた『就労していない人』は 18.0%となっています。

小学生の母親の就労状況については、産休中なども合わせた「フルタイムで就労」が 44.3%、「パート・アルバイト等で就労」が 43.1%で、合わせると就労している人は 87.4%となっています。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」を合わせると 12.0%となっています。

2018（平成 30）年度調査結果と比較すると、就学前の母親では、就労形態に限らず『就労している人』が増加していますが、小学生の母親では、「パート・アルバイト等で就労」が減少し、「フルタイムで就労」が増加しています。

■母親の就労状況



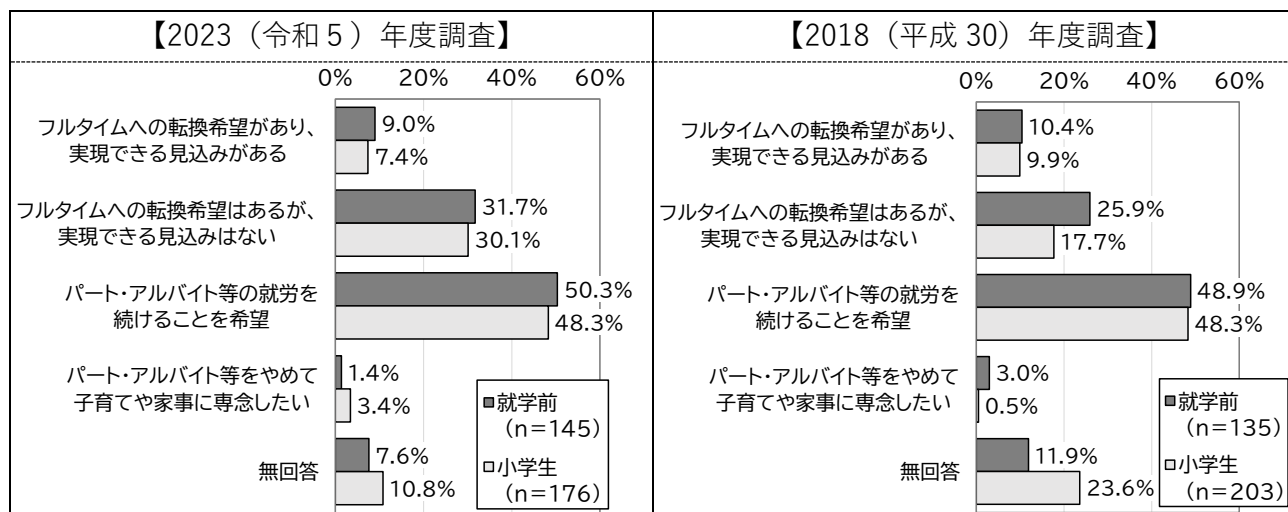
イ) 現在、パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの転換希望

就学前アンケート及び小学生アンケートの 2023（令和 5）年度調査結果によると、フルタイム以外で就労している母親のフルタイムへの転換希望は、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が就学前では 31.7%、小学生では 30.1%となっており、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合は就学前では 9.0%、小学生では 7.4%と、ともに「実現できる見込みはない」を下回っています。

また、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が就学前では 50.3%、小学生では 48.3%と、ともに高くなっています。

2018（平成 30）年度調査結果と比較すると、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」と「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」を合わせた『フルタイムへの転換希望がある』とする回答は、就学前の母親、小学生の母親ともに増加しており、実現見込み別にみると、「実現できる見込みがある」とする回答は減少している一方で、「実現できる見込みはない」とする回答は増加しています。

■ パート・アルバイトで就労する母親のフルタイムへの転換希望



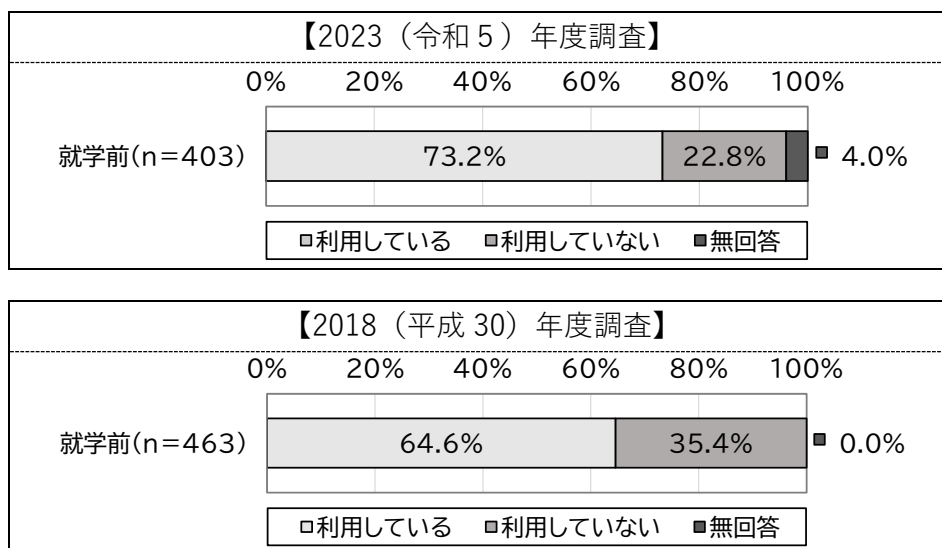
③平日の定期的な教育・保育事業について

ア) 平日の定期的な教育・保育の利用状況

就学前アンケートの 2023（令和 5）年度調査結果によると、平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」が 73.2%、「利用していない」が 22.8%となっています。

2018（平成 30）年度調査結果と比較すると、平日の定期的な教育・保育事業の利用率は増加しています。

■ 平日の定期的な教育・保育の利用状況



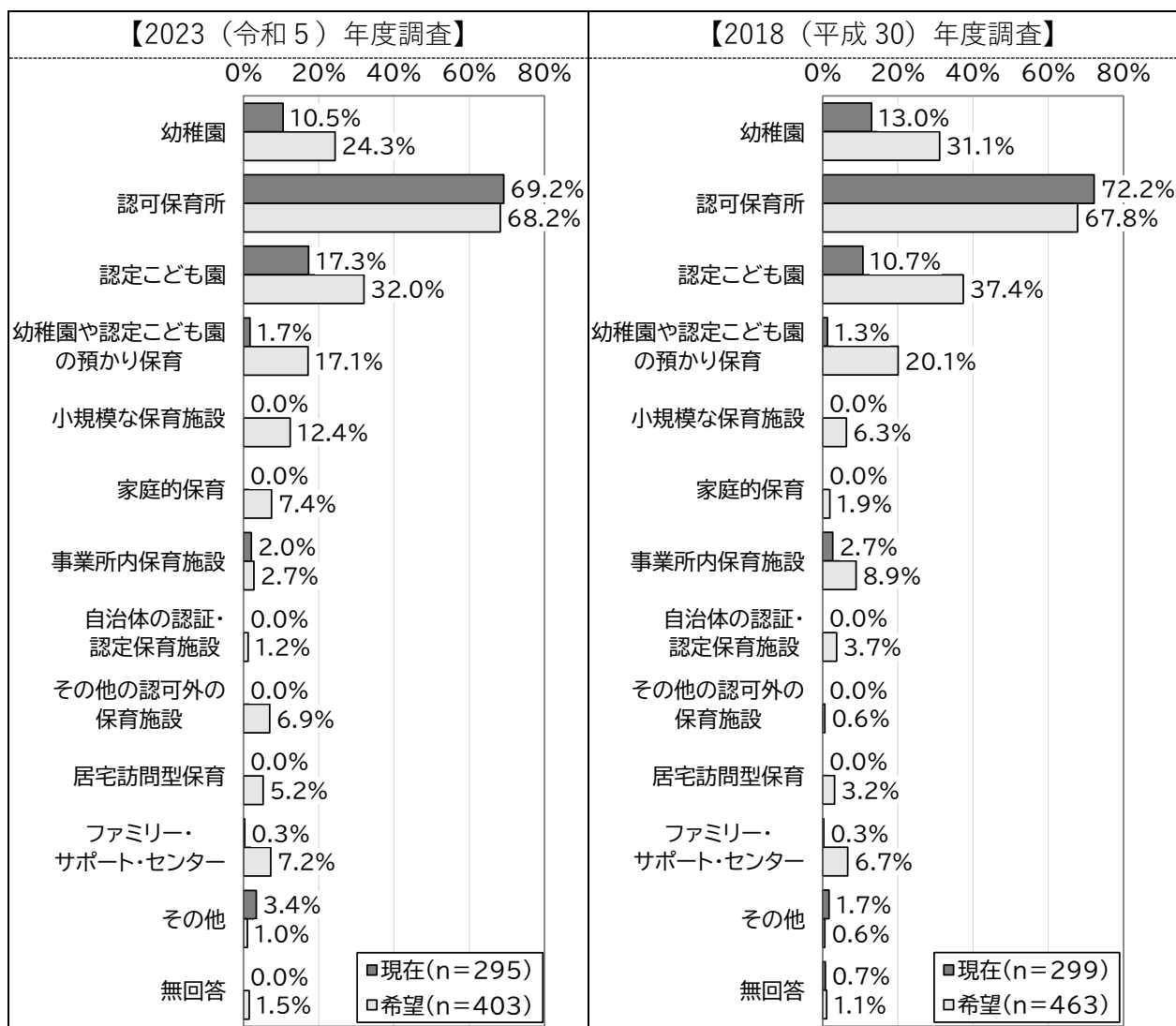
イ) 現在利用している平日の定期的な教育・保育事業と今後の利用希望

就学前アンケートの 2023（令和 5）年度調査結果によると、現在利用している平日の定期的な教育・保育事業では、「認可保育所」が 69.2%と最も高く、次いで「認定こども園」が 17.3%、「幼稚園」が 10.5%となっています。

今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業では、「認可保育所」が 68.2%と最も高く、次いで「認定こども園」が 32.0%、「幼稚園」が 24.3%となっています。

2018（平成 30）年度調査結果と比較しても、ほとんど同様の傾向となっています。

■現在利用している平日の定期的な教育・保育事業と今後の利用希望



④放課後の過ごし方について（本設問の該当者：年長児のいる家庭）

ア）小学校入学後、低学年（１～３年）、高学年（４～６年）の放課後の過ごし方

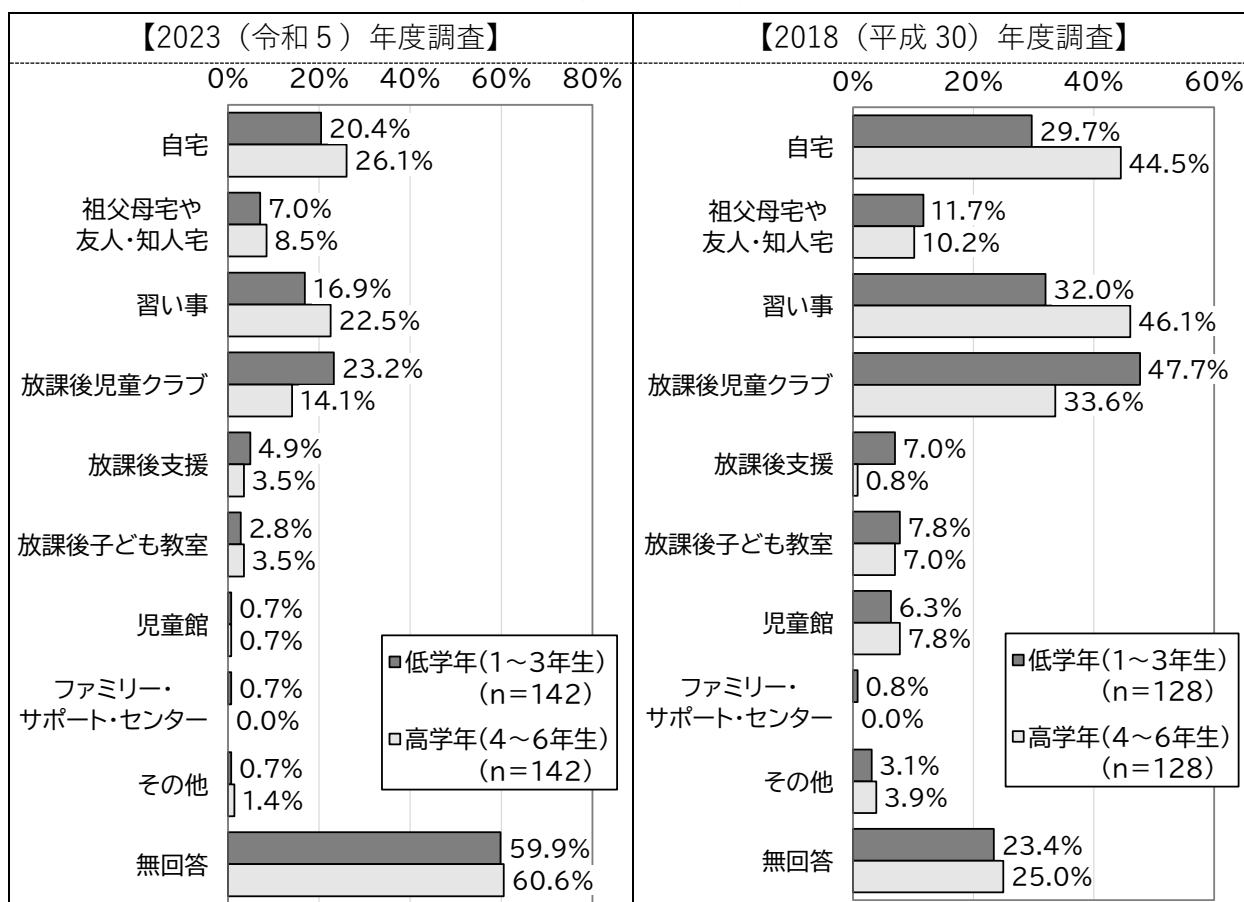
就学前アンケートの 2023（令和 5）年度調査結果によると、小学校低学年（１～３年）の過ごし方では、「放課後児童クラブ」が 23.2％と最も高く、次いで「自宅」が 20.4％、「習い事」が 16.9％となっています。

小学校高学年（４～６年）の過ごし方では、「自宅」が 26.1％と最も高く、次いで「習い事」が 22.5％、「放課後児童クラブ」が 14.1％となっています。

また、無回答者の割合が高く、2018（平成 30）年度調査結果と単純に比較することはできませんが、どちらの調査においても低学年の間は放課後児童クラブで過ごし、高学年では自宅で過ごさせようとする保護者が多い傾向にあります。

無回答者が多い理由は明らかではありませんが、小学校入学後にどのような過ごし方をするか、具体的なイメージが描けていない保護者がいることも想定されます。

■小学校入学後、低学年（１～３年）、高学年（４～６年）の放課後の過ごし方



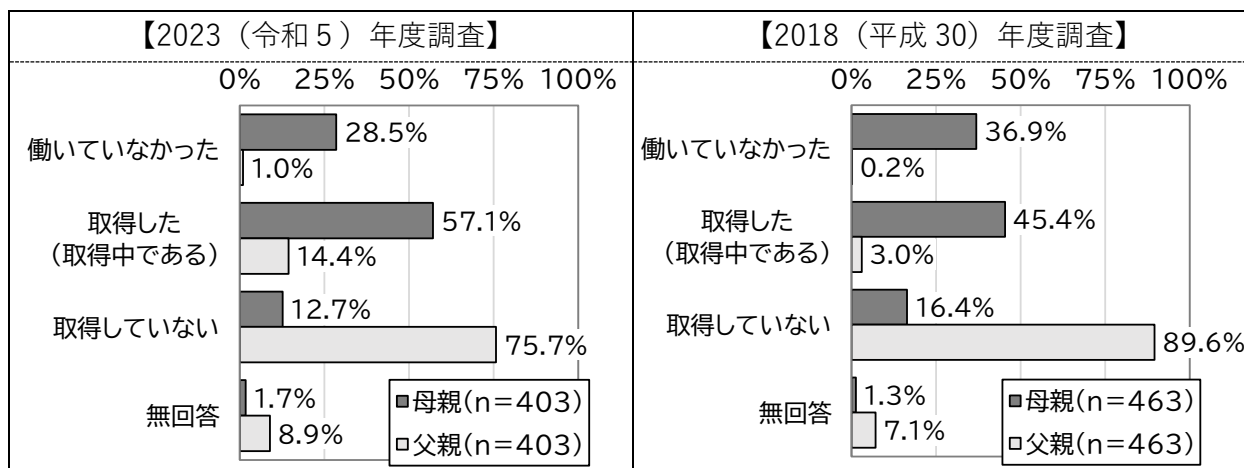
⑤育児休暇の利用について

ア) 父母のいずれかが育児休業の取得をした方

就学前アンケートの 2023（令和 5）年度調査結果によると、育児休暇の取得については、母親では、「取得した（取得中である）」が 57.1%と最も高く、次いで「働いていなかった」が 28.5%、「取得していない」が 12.7%となっています。父親では、「取得していない」が 75.7%と最も高くなっています。

2018（平成 30）年度調査結果と比較すると、父母ともに育児休業の取得割合が増加していることがわかります。

■ 父母のいずれかの育児休業の取得有無



⑥子育てについて

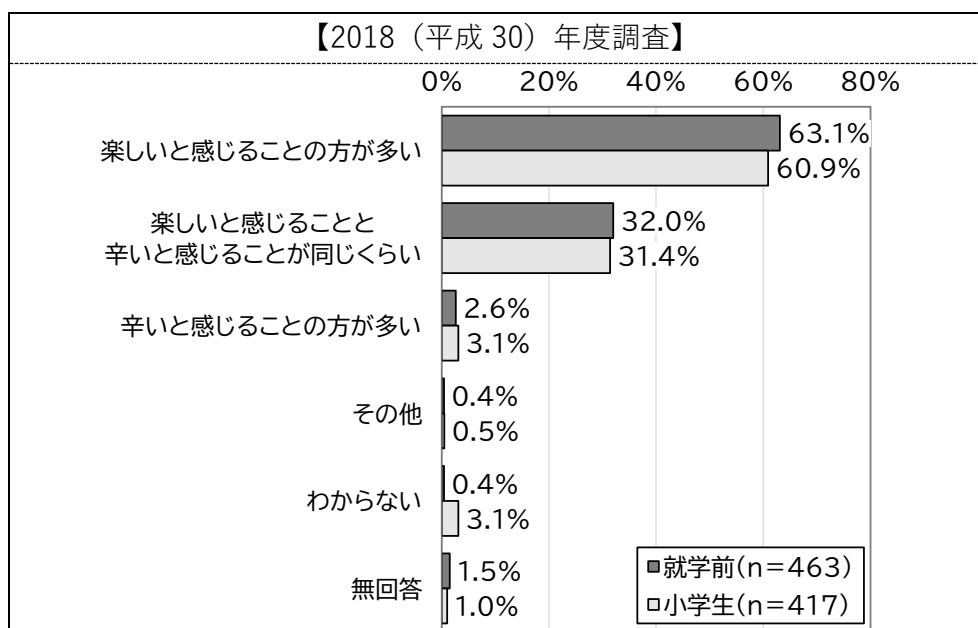
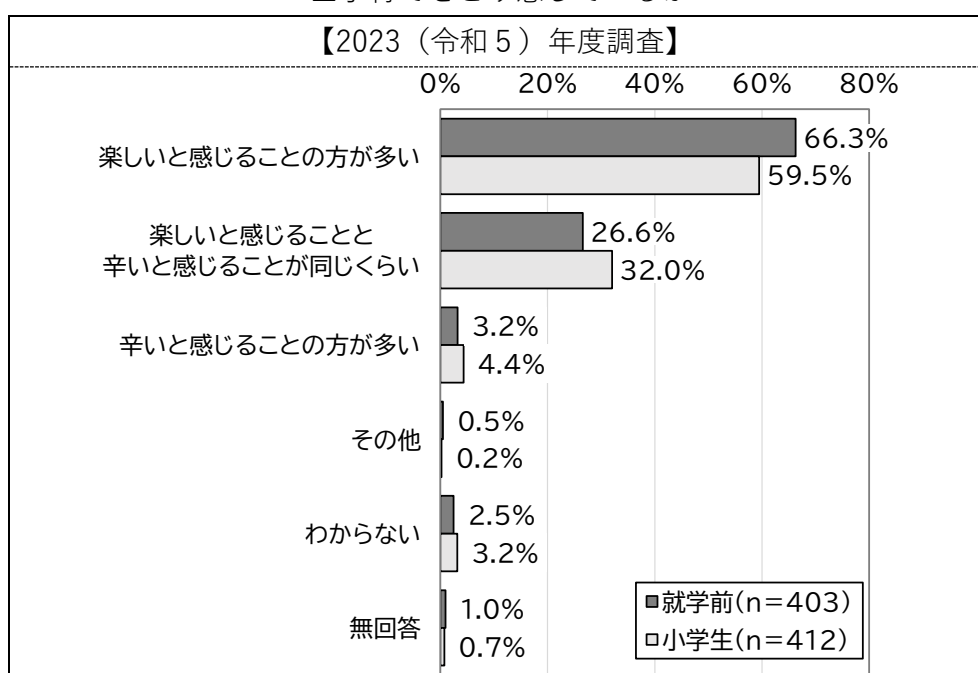
ア) 子育てをどう感じているか

就学前アンケート及び小学生アンケートの 2023（令和 5）年度調査結果によると、自身にとっての子育てについて、「楽しいと感じることの方が多い」の割合が、就学前では 66.3%、小学生では 59.5%とともに最も高く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が、就学前では 26.6%、小学生では 32.0%となっています。

また、「辛いと感じることの方が多い」の割合は就学前が 3.2%、小学生が 4.4%となっています。

2018（平成 30）年度調査結果と比較しても、ほとんど同様の傾向となっています。

■子育てをどう感じているか

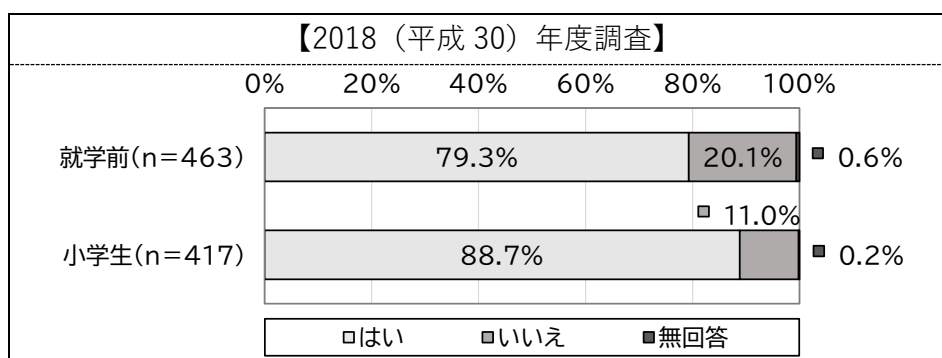
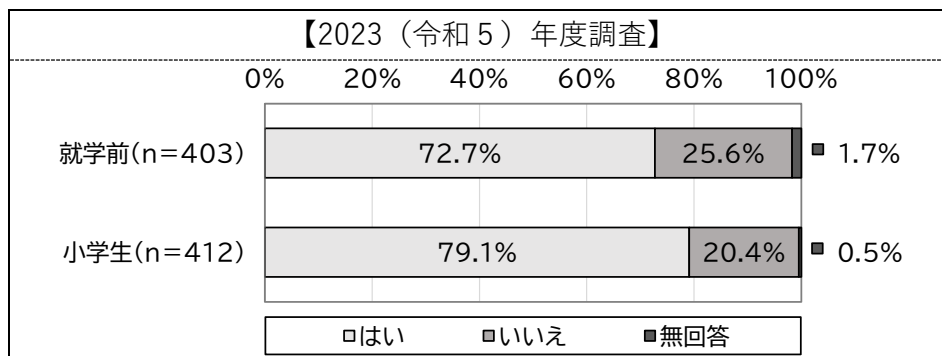


イ) 子どもをどなったり、たたいたりしてしまいそうな気持ちになったこと

就学前アンケート及び小学生アンケートの 2023（令和 5）年度調査結果によると、子どもをどなったり、たたいたりしてしまいそうな気持ちになったことがあるかについては、「はい」の割合が就学前で 72.7%、小学生で 79.1%となっており、「いいえ」の割合は就学前が 25.6%、小学生が 20.4%となっています。

2018（平成 30）年度調査結果と比較すると、就学前、小学生ともに「はい」の割合が減少しています。

■子どもをどなる、たたくといった気持ちになったことがあるか



7. 町の子ども・子育てにおける課題

- 世帯数が増加する一方で人口が減少しており、核家族化がより進行していると言えます。また、従来の問題に加え、子どもの貧困やヤングケアラーが問題になるなど、子育てに関する課題は多様化しており、それぞれのニーズに合った支援が必要とされています。
- 児童虐待防止のため、虐待リスクの高い家庭を早期に把握し、早期に支援を行うことができるよう、関係機関の連携体制の強化とともに、相談対応にあたる職員の専門性を高める必要があります。
- 共働き世帯が増加し、働き方においても、フルタイムでの就労を希望する母親が増加していることなどから、保育へのニーズがさらに高まっています。また、低年齢からの保育の利用希望も同様に増加しており、保護者の就労状況や保育希望年齢に対応した幼児教育や保育サービスの充実が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

町の人口が減少し、少子高齢化が進行する一方で、共働き世帯が増加し保育ニーズが高まるなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は、以前にも増して変化しています。

多様化・複雑化する社会において、家庭環境や経済状況など、一人ひとりの子どもたちが置かれている状況も様々です。そのような中でも、すべての子どもたちに寄り添い、子どもたちが学び成長できる環境をつくり、地域全体で子育て世代がゆとりをもって子育てできる環境が求められています。

本計画においては、すべての子どもがその明るい未来に向けて健やかに成長し、保護者が安心して子育てができるよう行政と町民が一体となり、子ども及び子育て家庭を支援していくための基本理念を次のとおり定め、関連施策を実施していきます。

「楽しい子育て おうえんのまち たまむら」

2. 基本目標

本計画では、次の8つの基本目標を掲げ、各施策を推進していきます。

基本目標1 教育・保育及び地域子育て支援事業の充実

少子化により子どもの数は減少しているものの、核家族化や女性の就業率の増加により、依然として保育ニーズは高い水準となっています。親も子も安心して生活ができるよう必要な教育・保育を提供するとともに、健やかな子どもの育ちを応援していきます。

また、子どもを安心して産み、ゆとりをもって育てられるよう、子どもや母親の健康の増進を図るとともに、子育て家庭が地域の支え合いを感じながら子育てができるよう地域における子育て支援を推進していきます。

基本目標 2 子育てを応援する子育てサービスの充実したまち

人々の「つながり」や「かかわり」が薄れていく中で、「気軽に相談できる相手がない」、「子どもを一時的に預けられるような体制が十分でない」などの理由から、在宅で育児を行う家庭の子育てへの負担感や不安感が増大しています。

すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支え合えるネットワークづくりを推進していきます。

基本目標 3 親と子どもの健康の確保・増進を応援するまち

安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安を軽減し、のびのびと安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実を図ります。

また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るために食育、思春期保健対策、小児医療の充実を進めていきます。

基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の充実したまち

家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナーなど「生きる力」を育成する上で重要な役割を果たします。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより学校・地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための教育環境づくりを推進していきます。

基本目標 5 仕事と家庭が両立できるまち

共働き世帯が増加し人々の生き方が多様化する中で、子育てと仕事の調和を実現するためには、人生の各ステージ、特に子育て期において、多様で柔軟な働き方を選択できることが重要となります。

事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、官民一体となって体制の整備や広報、情報提供などに取り組んでいきます。

基本目標 6 子育て家庭の生活環境の充実したまち

公共交通機関や公共施設、歩道などの整備にユニバーサルデザインを取り入れ、安心して外出できる環境整備を推進します。また、子どもたちが安心して生活できる環境整備を進めていきます。

基本目標 7 **子どもが安全に安心して暮らせるまち**

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるよう、安全な道路環境づくりと交通安全施設の充実に努めていきます。また、子どもの安全を確保するため、交通安全対策や犯罪等の被害から子どもを守るための取組を推進していきます。

基本目標 8 **要支援児童等へのきめ細かな取組をするまち**

ひとり親家庭等の自立支援、児童虐待防止、障がい児及びその家族などへの支援等、多様化する課題に対応し、特に支援を必要とする子どもや家庭への相談体制を強化します。

また、児童虐待に関しては、発生予防、早期発見・早期対応等の観点から、地域の協力、関係機関との連携及びネットワーク体制の強化を推進していきます。

3. 計画の体系

本計画の体系は、次頁のとおりです。

■計画の体系図

基本目標 1

教育・保育及び地域子育て支援事業の充実

- (1) 幼児期の学校教育・保育の提供体制の整備
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備
- (3) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保
- (4) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- (5) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携
- (6) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

基本目標 2

子育てを応援する子育てサービスの充実したまち

- (1) 保育体制の整備
- (2) 多様な保育サービスの提供
- (3) 子育て相談体制の充実
- (4) 子育て情報提供の充実
- (5) 地域における子育て支援のネットワークづくり
- (6) 子どもを社会で育てる意識の醸成

基本目標 3

親と子どもの健康の確保・増進を応援するまち

- (1) 出産や育児不安への相談体制の充実
- (2) 子どもや親の健康の確保
- (3) 食育の推進
- (4) 思春期保健対策の推進

基本目標 4

子どもの心身の健やかな成長に資する環境の充実したまち

- (1) 親になるための学習環境の充実したまち
- (2) 子どもや青少年の活動の場や機会の確保
- (3) 生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進
- (4) 地域活動の推進
- (5) 有害環境対策

基本目標 5

仕事と家庭が両立できるまち

- (1) ひとり親家庭の仕事と子育ての両立の推進
- (2) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進
- (3) 子育ての経済的支援

基本目標 6

子育て家庭の生活環境の充実したまち

- (1) 都市計画に基づくまちづくりの推進
- (2) 安心して子育てできる住環境づくり
- (3) 快適な公園環境の整備

基本目標 7

子どもが安全に安心して暮らせるまち

- (1) 安全な道路交通環境の整備
- (2) 子ども等の安全の確保

基本目標 8

要支援児童等へのきめ細かな取組をするまち

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 成長・発達の支援
- (3) 障がい児施策の充実

第4章 個別施策の展開

基本目標1 教育・保育及び地域子育て支援事業の充実

(1) 幼児期の学校教育・保育の提供体制の整備

< 1号認定 > 認定こども園及び幼稚園（3歳以上）

	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	令和9 (2027)年	令和10 (2028)年	令和11 (2029)年
量の見込み(人)	124	118	110	108	109
確保方策 (人)	認定こども園	165	165	165	165
	幼稚園	180	180	180	180
過不足	221	227	235	237	236

< 2号認定 > 認定こども園及び保育所（3歳以上）

	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	令和9 (2027)年	令和10 (2028)年	令和11 (2029)年
量の見込み(人)	578	569	544	519	513
確保方策 (人)	認定こども園	66	66	66	66
	保育所	599	599	644	644
過不足	87	96	166	191	197

< 3号認定 > 認定こども園及び保育所＋地域型保育（2歳）

	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	令和9 (2027)年	令和10 (2028)年	令和11 (2029)年
量の見込み(人)	179	164	174	171	168
確保方策 (人)	認定こども園	22	22	22	22
	保育所	179	179	194	194
	地域型保育事業	0	0	0	0
過不足	22	37	42	45	48

< 3号認定 > 認定こども園及び保育所＋地域型保育（1歳）

	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	令和9 (2027)年	令和10 (2028)年	令和11 (2029)年
量の見込み(人)	155	164	160	157	154
確保方策 (人)	認定こども園	14	14	14	14
	保育所	152	152	167	167
	地域型保育事業	0	0	0	0
過不足	11	2	21	24	27

< 3号認定 > 認定こども園及び保育所＋地域型保育（0歳）

	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	令和9 (2027)年	令和10 (2028)年	令和11 (2029)年
量の見込み(人)	130	130	131	131	131
確保方策 (人)	認定こども園	8	8	8	8
	保育所	105	105	120	120
	地域型保育事業	0	0	0	0
過不足	-17	-17	-3	-3	-3

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

①利用者支援事業（特定型、こども家庭センター型）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（「特定型」は、保育コンシェルジュを町の窓口等に配置する。「こども家庭センター型」は、母子保健及び児童福祉を一体的に提供し、妊娠期から子育て家庭まで切れ目ない支援を行う。）

	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年	令和 9 (2027) 年	令和 10 (2028) 年	令和 11 (2029) 年
量の見込み（か所）	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	2	2	2	2	2
過不足	0	0	0	0	0

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年	令和 9 (2027) 年	令和 10 (2028) 年	令和 11 (2029) 年
量の見込み（人日）	23,100	23,200	23,300	23,400	23,500
確保方策（人日）	23,100	23,200	23,300	23,400	23,500
過不足	0	0	0	0	0

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して問診・診察等による健康状態の把握、検査、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な応じた医学的検査を実施する事業

	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年	令和 9 (2027) 年	令和 10 (2028) 年	令和 11 (2029) 年
量の見込み（人日）	2,912	2,828	2,758	2,702	2,618
確保方策（人日）	2,912	2,828	2,758	2,702	2,618
過不足	0	0	0	0	0

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	令和9 (2027)年	令和10 (2028)年	令和11 (2029)年
量の見込み(人)	208	202	197	193	187
確保方策(人)	208	202	197	193	187
過不足	0	0	0	0	0

⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

➤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	令和9 (2027)年	令和10 (2028)年	令和11 (2029)年
量の見込み(人)	11	11	11	10	10
確保方策(人)	11	11	11	10	10
過不足	0	0	0	0	0

➤ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	令和9 (2027)年	令和10 (2028)年	令和11 (2029)年
実施見込み	○*	○	○	○	○
確保方策	○	○	○	○	○

※ 表中の「○」は事業を実施することを示しています。本章では、以降同様とします。

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で短期間預かる事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ))

	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	令和9 (2027)年	令和10 (2028)年	令和11 (2029)年
量の見込み(人日)	10	10	10	10	10
確保方策(人日)	10	10	10	10	10
過不足	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年	令和 9 (2027) 年	令和 10 (2028) 年	令和 11 (2029) 年
量の見込み（人日）	230	232	235	237	240
確保方策（人日）	230	232	235	237	240
過不足	0	0	0	0	0

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

ア．幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年	令和 9 (2027) 年	令和 10 (2028) 年	令和 11 (2029) 年
量の見込み（人日）	1,448	1,423	1,409	1,389	1,353
確保方策（人日）	1,448	1,423	1,409	1,389	1,353
過不足	0	0	0	0	0

イ． 2号認定による定期的な一時預かりの利用

	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年	令和 9 (2027) 年	令和 10 (2028) 年	令和 11 (2029) 年
量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
確保方策（人日）	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

ウ． 上記ア・イ以外の一時預かりの利用

	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年	令和 9 (2027) 年	令和 10 (2028) 年	令和 11 (2029) 年
量の見込み（人日）	1,901	1,854	1,816	1,774	1,733
確保方策（人日）	1,901	1,854	1,816	1,774	1,733
過不足	0	0	0	0	0

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年	令和 9 (2027) 年	令和 10 (2028) 年	令和 11 (2029) 年
量の見込み（人）	268	267	266	263	262
確保方策（人）	268	267	266	263	262
過不足	0	0	0	0	0

⑩病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センターでの病児預かり事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業及びファミリー・サポート・センターの会員が一時的に預かる事業

	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年	令和 9 (2027) 年	令和 10 (2028) 年	令和 11 (2029) 年
量の見込み（人日）	13	13	14	12	11
確保方策（人日）	13	13	14	12	11
過不足	0	0	0	0	0

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年	令和 9 (2027) 年	令和 10 (2028) 年	令和 11 (2029) 年
量の見込み	438	430	416	412	405
低学年	365	358	347	343	338
1 年生	145	142	137	136	134
2 年生	115	113	110	108	107
3 年生	105	103	100	99	97
高学年	73	72	69	69	67
4 年生	61	60	57	57	56
5 年生	9	9	9	9	8
6 年生	3	3	3	3	3
確保方策（人）	557	557	557	557	557
過不足	119	127	141	145	152

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年	令和 9 (2027) 年	令和 10 (2028) 年	令和 11 (2029) 年
実施見込み	○	○	○	○	○
確保方策	○	○	○	○	○

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進することや、特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を支援するとともに、多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図る事業

	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年	令和 9 (2027) 年	令和 10 (2028) 年	令和 11 (2029) 年
実施見込み	○	○	○	○	○
確保方策	○	○	○	○	○

⑭子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラーを含む）を対象として、訪問支援員が訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業

	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年	令和 9 (2027) 年	令和 10 (2028) 年	令和 11 (2029) 年
量の見込み（人日）	5	5	5	5	5
確保方策（人日）	0	0	0	0	0

※令和 6 年 4 月に施行された改正児童福祉法により新たに創設された事業であるため、事業の実施を検討していきます。

⑮児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業

	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年	令和 9 (2027) 年	令和 10 (2028) 年	令和 11 (2029) 年
量の見込み（人）	5	5	5	5	5
確保方策（人）	0	0	0	0	0

※令和 6 年 4 月に施行された改正児童福祉法により新たに創設された事業であるため、事業の実施を検討していきます。

⑯親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者及びその子どもを対象として、親子間の適切な関係性が構築されるよう、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業

	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年	令和 9 (2027) 年	令和 10 (2028) 年	令和 11 (2029) 年
量の見込み（人）	5	5	5	5	5
確保方策（人）	5	5	5	5	5

⑰妊婦等包括相談支援事業

妊婦及びその配偶者等に対して、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業

	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年	令和 9 (2027) 年	令和 10 (2028) 年	令和 11 (2029) 年
量の見込み（回）	437	424	414	405	393
確保方策（回）	437	424	414	405	393

⑱乳児等通園支援事業

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業

	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年	令和 9 (2027) 年	令和 10 (2028) 年	令和 11 (2029) 年
量の見込み（人日）	－	12	12	10	6
確保方策（人日）	－	12	12	10	6

⑲産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かな支援を実施し、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年	令和 9 (2027) 年	令和 10 (2028) 年	令和 11 (2029) 年
量の見込み（人日）	110	121	133	146	161
確保方策（人日）	110	121	133	146	161

（３）幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進を図るため、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域子ども・子育て支援事業等の担当部局が相互に連携することができる体制を継続し、さらに連携を強化していくことで、円滑な事務の実施を図ります。

（４）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対して相談支援を行うとともに、関係する担当部局と連携し、情報提供を行います。

（５）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等、県が行う施策との連携を図ります。

（６）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

県、地域の企業、経済団体、労働者団体、都道府県労働局、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、町の実情に応じた取組を推進します。

基本目標2 子育てを応援する子育てサービスの充実したまち

(1) 保育体制の整備

保育サービスの充実、多様な保育ニーズへの対応など、満足できる保育場所となるための取組を進めます。

事業名		事業の概要		担当課
①	保育所における保育	ニーズ量に応じた保育所における通常保育を行います。	継続	子ども育成課
②	地域の事情を踏まえた保育所等の確保	児童数の推移やニーズ量、地域の事情を踏まえ、必要に応じた保育所等の確保を行います。	拡充	子ども育成課
③	幼稚園における保育	ニーズ量に応じた幼稚園における教育を行います。	継続	学校教育課
④	一時預かり・延長保育	【一時預かり】 保育所に在所していない児童の保護者のリフレッシュや保護者に急用が生じた際、保育所において保育を実施します。 【延長保育】 保護者の勤務状況等に応じて、通常の開所時間を超えて保育を実施します。	継続	子ども育成課
⑤	老朽化した施設の整備・改修等	必要に応じて保育施設の整備・改修等を行います。	継続	子ども育成課

(2) 多様な保育サービスの提供

すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、多様な保育ニーズへの対応と、地域における子育て支援体制を整備します。

事業名		事業の概要	担当課
①	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての「援助を必要とする人」と「援助をしたい人」を会員とし、保育所等への送迎や、緊急時の預かり等を実施する相互援助活動を行います。	継続 子ども育成課
②	0歳児保育事業	ニーズ量に応じた保育施設における低年齢児に対する保育を行います。	継続 子ども育成課
③	病児・病後児保育事業	病気の発症から回復期にあり集団保育が困難な子どもの保育を行います。病児・病後児預かりのほか、施設における病児・病後児保育の確保に努めます。	拡充 子ども育成課
④	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター及び児童館において、主として概ね3歳未満の児童及び保護者の育児援助、育児相談支援を行います。	継続 子ども育成課
⑤	幼稚園の預かり保育	幼稚園において、通常保育時間以降の延長した保育機会の充実に努めます。	継続 学校教育課
⑥	児童館の親子教室	児童館において、親子のふれあいの場、友達づくりの場として、定期的に「親子教室」を実施します。	継続 子ども育成課
⑦	ショートステイ事業	保護者の疾病や育児疲れ等の理由により、一時的に養育が困難となった子どもを児童養護施設等で一時的に預かります。	拡充 子ども育成課
⑧	乳児等通園支援事業	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業を実施します（こども誰でも通園制度）。	新規 子ども育成課

（３）子育て相談体制の充実

子どものしつけや接し方など、子育てに不安や悩みを抱える親に対して、気軽に安心して相談できるよう、こども家庭センターを中心に、保健センターや地域子育て支援センター、児童館等での相談体制を一層充実させ、きめ細かな対応ができるように努めていきます。

事業名		事業の概要		担当課
①	相談機能の充実	子どもに関する相談を受けつけ、育児不安などの解消に努めます。	継続	子ども育成課 健康福祉課
②	こどもまんなかセンターにじいろ （こども家庭センター）	18歳までのすべての子どもとその家族及び妊産婦が抱える様々な相談に応じ、切れ目ない支援を実施します。	継続	子ども育成課
③	教育相談	児童生徒及び教職員・保護者を対象に教育相談を実施します。	継続	学校教育課
④	教育支援センター「ふれあい」	児童生徒を対象に学校及び社会への適応指導を実施します。	拡充	学校教育課
⑤	通級指導教室 （通級教室）	幼児児童生徒を対象に言語及び情緒の適応指導を実施します。	継続	学校教育課

（４）子育て情報提供の充実

子育て家庭等へ子育てに関する様々な情報が的確に確実に提供されるよう、ガイドブックやホームページ等を活用した情報提供等を実施していきます。

事業名		事業の概要		担当課
①	ガイドブックを活用した情報提供	子育て情報を集約したガイドブックの作成及び毎年の更新を行い、最新情報を提供します。	継続	子ども育成課 健康福祉課
②	ホームページを活用した情報提供	毎月及び随時、町ホームページにて最新の子育て情報を提供します。	継続	子ども育成課
③	チラシを活用した情報提供	子育て支援センターと児童館のたよりを毎月発行し、イベント等の最新情報を提供します。	継続	子ども育成課

（５）地域における子育て支援のネットワークづくり

子育てを地域全体で支えていくためには、地域において子育てをサポートしている様々な人や組織が連携し、有機的に機能していくことが重要です。地域における多様な子育てニーズに対応できるよう、子育て支援活動の充実と子育て活動のネットワーク化の充実に努めていきます。

事業名		事業の概要	担当課
①	子育て広場	親子の仲間づくりや母親の情報交換の場として子育て支援センターや児童館の情報発信を行います。	継続 子ども育成課
②	子育てネットワーク	子育てネットワークの再構築に向け、実施方法について検討を行います。	継続 子ども育成課
③	子育てボランティアの養成	子育てボランティアの養成方法について検討を行います。	継続 子ども育成課
④	ブックスタート事業	毎月の４か月健診・１歳６か月健診時に絵本をプレゼントすることにより、乳幼児の絵本との出会いの機会を創出します。	拡充 生涯学習課 健康福祉課 子ども育成課
⑤	絵本の読み聞かせ	ボランティアの協力を得て、図書館・小学校における絵本の読み聞かせを実施します。	継続 生涯学習課 学校教育課
⑥	絵本の講座	本の読み方、選び方及び子どもの年齢に応じた絵本の講座を開催します。	継続 生涯学習課

（６）子どもを社会で育てる意識の醸成

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考えるとともに、子どもを産み育てることに関心を持ち、それぞれの立場に応じた役割を果たせるよう、様々な情報を提供し、意識の啓発に努めます。

事業名		事業の概要	担当課
①	子育て講座・子育て講演会	子育て意識の啓発及び子育ての不安やストレスの軽減につながる講座や講演会を実施します。	継続 子ども育成課 生涯学習課

基本目標3 親と子どもの健康の確保・増進を応援するまち

(1) 出産や育児不安への相談体制の充実

心身の変化が著しい時期である妊娠・出産期において、母親の心身の健康を保持し、安心して妊娠、出産できる快適な環境を確保することが必要です。

妊婦の健康づくり支援とともに、健やかな妊娠期を過ごすことができる環境づくりなど、安全で快適な妊娠・出産の支援が求められています。また、不妊で悩む夫婦に対する支援の充実に努めていきます。

事業名		事業の概要		担当課
①	母子健康手帳の交付	母子健康手帳交付時に、妊婦健診、母親学級やパパママ教室の案内を行い、参加を促進します。	継続	子ども育成課
②	母親学級・パパママ教室	【母親学級】 妊婦を対象とした、妊娠・出産・育児・栄養等に関する指導を実施します。 【パパママ教室】 出産に向けた心構え等について指導を実施します。	継続	健康福祉課
③	妊産婦・新生児訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	助産師が妊産婦・新生児のいる家庭を訪問します。 保健師が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問します。	継続	健康福祉課
④	はじめての離乳食講習会	離乳食を開始する時期の乳児と保護者を対象にした指導を実施します。	継続	健康福祉課
⑤	子育て・離乳食相談	乳幼児健診の経過観察児のフォロー、その他身体計測、育児相談・離乳食相談を実施します。	継続	健康福祉課
⑥	歯っぴいスマイル相談	1歳3か月児の歯科や栄養、育児、発達の相談を月1回開催します。	継続	健康福祉課
⑦	のびやか発達相談	発達相談員による心理発達面に関する個別相談を実施します。	拡充	子ども育成課
⑧	こうのとりの助成事業	不妊治療を行う夫婦に対し、医療費の一部を助成します。	継続	健康福祉課
⑨	カウンセラー配置事業	不安を持つ子どもや保護者からの相談対応や、特別な支援が必要な子どもや保護者への支援を実施します。	拡充	学校教育課

事業名		事業の概要	担当課
⑩	マタニティマークの推進	母子手帳の交付時にマタニティマークを配布します。	継続 子ども育成課
⑪	ママヘルパー派遣事業	妊産婦の家事の補助や乳児の沐浴介助等を実施するヘルパーを派遣します。	継続 子ども育成課
⑫	こどもまんなかセンターにじいろ (こども家庭センター)(再掲)	18歳までのすべての子どもとその家族及び妊産婦が抱える様々な相談に応じ、切れ目ない支援を実施します。	継続 子ども育成課
⑬	産後ケア事業	退院後の母子を対象に心身のケアや育児相談に応じ、育児のサポートを実施します。	継続 子ども育成課

(2) 子どもや親の健康の確保

子どもは健康な家庭で健やかに育ちます。子どもと親の健康の確保に向け、子どもの成長にあわせ、親と子の健康づくりを推進していきます。

事業名		事業の概要	担当課
①	妊婦健康診査	安心して出産を迎えられるよう、妊婦や胎児の健康状態を定期的に確認するための健康診査を実施します。	継続 子ども育成課
②	産婦健康診査	産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、出産2週間及び1か月の時期に産婦健診を実施します。	拡充 子ども育成課
③	1か月児健康診査	疾病や異常を早期に発見し、適切な治療や指導につなげられるよう生後1か月の時期に健康診査を実施します。	継続 子ども育成課
④	4か月・10か月児健康診査	乳児の発達の節目にあたる、4か月及び10か月時に健康診査を実施します。	継続 健康福祉課
⑤	1歳6か月児健康診査・2歳児歯科健康診査・3歳児健康診査	幼児期における身体の発育や精神発達の審査を実施します。	継続 健康福祉課
⑤	感染症予防事業	感染症への感染及び重症化の予防のため、予防接種を推進し、接種費用を助成します。 また、予防接種実施医療機関の充実を図り、誰でもかかりつけ医で予防接種が受けられるように環境を整備します。	継続 健康福祉課

(3) 食育の推進

食生活は栄養という面だけでなく、生活習慣、親子の関係などにも波及する基本的な問題として食育の重要性が見直されています。子どもの豊かな心と健やかな心身を育むために、子どもの食事の大切さを教え、良い食習慣を身につけるよう地域ぐるみで食生活の改善に取り組んでいきます。

事業名		事業の概要		担当課
①	おやこの食育教室	食生活改善推進員と連携し、親子で参加する食育教室を開催します。	継続	健康福祉課
②	食生活改善推進員の育成	地域の食育や食習慣改善のため、食生活に関する知識の普及と啓発を行う食生活改善推進員の育成を行います。	継続	健康福祉課
③	幼稚園・保育所・小中学校における、さまざまな食育体験活動	豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べる体験を通して、食育を推進します。	拡充	学校教育課 子ども育成課

(4) 思春期保健対策の推進

心と体の調和のとれた総合的な健康づくりを推進します。

事業名		事業の概要		担当課
①	思春期家族教室	中学校に入学する児童の保護者を対象に、思春期特有の諸問題をテーマとした講演会等を実施します。	継続	学校教育課
②	薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動	薬物や喫煙による害や非行に対する共通理解と防止意識の啓発を図ります。 また、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための「社会を明るくする運動」の充実を図ります。	継続	健康福祉課
③	SOS の出し方・受け方教育	悩みの早期発見を図れるよう、悩みを抱えたときの SOS の発信の仕方や友達の悩みの受け止め方について、ロールプレイ等を交えながら子どもたちが体験的に学ぶ機会を設けます。	継続	健康福祉課 学校教育課

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する 環境の充実したまち

(1) 親になるための学習環境の充実したまち

子育て中の親に対しては、子どもだけでなく親も一緒に育っていくという視点に立ち、安心して子育てができるよう学習機会や相談機会の充実に努めていきます。

事業名		事業の概要	担当課
①	子育て講座・子育て講演会（再掲）	子育て意識の啓発及び子育ての不安やストレスの軽減につながる講座や講演会を実施します。	継続 子ども育成課 生涯学習課
②	母親学級・パパママ教室（再掲）	【母親学級】 妊婦を対象とした、妊娠・出産・育児・栄養等に関する指導を実施します。 【パパママ教室】 出産に向けた心構え等について指導を実施します。	継続 健康福祉課

(2) 子どもや青少年の活動の場や機会の確保

子どもや青少年が安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努め、自立心や仲間意識等を養うとともに、地域で活動することの楽しさを体感できる機会を拡充していきます。

事業名		事業の概要	担当課
①	児童館	厚生員を中心に、子どもたちが安心して遊べる場、集まる場、交流できる場を提供し、子どもや保護者同士の交流の機会の充実に努めます。	継続 子ども育成課
②	子ども会活動応援	各子ども会との連携を強化し、情報を共有・提供するなど、活動の支援をより充実させます。	継続 生涯学習課
③	放課後児童健全育成事業	ニーズの増加や要支援児童等の受け入れに柔軟に対応し、保護者就労中の小学生に適切な遊び及び生活の場を提供します。	継続 子ども育成課
④	子どもの地域活動の支援	「玉村カレー」の食材栽培など、子どもの地域活動団体等と連携を密にし、地域全体で取り組んでいます。	継続 経済産業課
⑤	学校開放事業	玉村小学校及び玉村中学校を地域の交流スペースとして開放し、地域活動の充実に努めます。	継続 学校教育課
⑥	高齢者とのふれあい事業	保育所及び児童館において長寿会等との世代間交流事業を実施します。	拡充 子ども育成課 健康福祉課

事業名		事業の概要		担当課
⑦	放課後の子どもの居場所づくり	【子ども育成課】 各小学校区において放課後児童クラブを実施し、各クラブの活動を通して地域や学校との連携を強化します。 【学校教育課】 児童館や学校を始めとした公共施設等の活用と、家庭・学校・地域・行政が一体となった居場所づくりを活かした放課後の活動支援に取り組みます。	継続	子ども育成課 学校教育課
⑧	放課後子ども教室	放課後や学校の休日、長期休み中などに、すべての子どもを対象として、安全・安心な居場所を提供し、学習やスポーツなどを通して、地域住民との交流や、各種体験型学習会、講座等を実施します。	継続	生涯学習課
⑨	子ども食堂の充実	子どもの居場所、世代間交流の場を設けることを目的として、食事を提供します。また、NPO 法人と協力し、フードパントリーも実施します。	拡充	子ども育成課

（３）生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進

次世代の親の育成と豊かな人間性の伸長に向けた多様な教育活動と開かれた学校づくりを推進していきます。そして、子ども自身が生きる意義を認識するとともに、個性・可能性を伸ばし、自ら考え学ぶ意欲など、生きる力を育むことができるよう、きめ細かな教育を推進していきます。

事業名		事業の概要		担当課
①	職員の資質の向上	児童館の児童厚生員や、保育所の保育士、幼稚園教諭を対象とした研修等を実施します。	拡充	子ども育成課 学校教育課
②	確かな学力の向上	各学校で「学力向上計画」を策定し、子どもの状況に合わせた指導を行う。また、臨時補助指導員（たまむらプラン）と正規教員が連携し、学習指導を行う。	継続	学校教育課
③	学校支援等事業	児童福祉施設と地域社会との連携強化を目的として、町の各種委員会への参加や、地域学校協力者会議の実施、学校評価を活用して連携を深めます。	拡充	学校教育課 子ども育成課
④	地域とともにある学校づくり	学校通信やホームページを活用して、子どもの活動を地域・保護者に積極的に発信します。	継続	学校教育課

事業名		事業の概要	担当課
⑤	体験活動事業	自然体験や社会体験を通して体験活動の充実を図ります。また、地域住民の協力による体験活動も行います。	継続 学校教育課
⑥	不登校児童生徒への対応	教育相談員や町スクールカウンセラーによる児童生徒及び教職員・保護者を対象とした教育相談を実施します。該当児童生徒を対象に学校及び社会への適応指導を行います。	拡充 学校教育課
⑦	将来の国際人づくり	幼稚園や小学校低学年から英語活動を取り入れ、幼小中で一貫して英語と触れ合う機会を提供します。 中学生を英語圏へ派遣し、充実した国際交流を行います。	拡充 学校教育課
⑧	幼保小の連携	新入学児童に対する個に応じた支援を充実させるため、幼保小の情報交換会の実施、指導要録、支援カードによる引き継ぎを通して個に応じた支援を充実させる。	拡充 学校教育課 子ども育成課

(4) 地域活動の推進

地域でのボランティア活動やスポーツ活動を通じて、子どもたちの生きる力を育めるよう、それぞれの体力や年齢、興味・目的に応じた地域活動環境の充実に努めていきます。

事業名		事業の概要	担当課
①	地域スポーツ活動の推進	町体育施設での各種スポーツ教室や、大会の開催によるスポーツを通じた世代間交流に取り組みます。また、各種団体との相互連携を強化するとともに、地域スポーツリーダーを養成します。	継続 生涯学習課

(5) 有害環境対策

青少年を取り巻く社会環境を悪化させる有害図書をはじめタバコ、アルコールや薬物等についても、地域、学校と家庭がともに有害環境を改善する取組を推進していきます。

事業名		事業の概要	担当課
①	有害環境排除活動	青少年を取り巻く社会環境実態調査を実施し、有害環境排除に向け、地域の協力体制を構築します。	継続 生涯学習課

基本目標5 仕事と家庭が両立できるまち

(1) ひとり親家庭の仕事と子育ての両立の推進

ひとり親家庭は増加傾向にあり、生活、就労や養育などに様々な問題を抱えています。ひとり親家庭の不安の解消や自立に向けた支援を一層充実していきます。

事業名		事業の概要		担当課
①	ひとり親家庭への総合相談	窓口において相談を受けつけ、対応する窓口や手続きなどの案内を行います。	継続	子ども育成課

(2) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

男女がともにあらゆる社会活動に参加し、豊かで潤いのある生活の充実に向けた環境整備が求められています。

子育て中の男女の働き方や父親の子育て参加の促進など、事業所の協力を求めていくとともに、男女共同の家庭づくりの重要性についての意識の啓発や、男性の家事参加の促進を図っていきます。

また、職場での昇進機会の平等化や行政等の設置する審議会等への女性の登用機会の拡充に努めていきます。

事業名		事業の概要		担当課
①	男女共同参画社会の推進	男女共同参画社会の推進に関する情報を広報たまむら「人権だより」にて提供するとともに啓発活動を実施します。	継続	企画課
②	多様な就業形態についての啓発と雇用環境の向上	厚生労働省・群馬労働局等から情報提供される、働き方改革や労働条件及び群馬県最低賃金等のポスターやチラシの掲示、広報誌等への掲載。連合群馬・群馬労働組合会議・群馬県商工団体連合会との懇談を通して子育て支援を行う町内企業の増加を図ります。	継続	経済産業課
③	育児休業制度等の周知と取得促進	「群馬県いきいき G カンパニー認証制度」の周知を図り、育児休業等を取得しやすい町内企業の増加を図ります。	継続	経済産業課

(3) 子育ての経済的支援

子育て家庭への経済的支援として、養育費の支給、医療費の助成、教育費などの負担の軽減に努めるとともに、子どもの貧困対策にも取り組んでいきます。

事業名		事業の概要	担当課
①	児童扶養手当	支給対象者である、ひとり親家庭に対し、的確な手続き案内を行い、支給します。 8月に現況届の受付を実施します。	継続 子ども育成課
②	児童手当	子どもが18歳の年度末を迎えるまで、保護者に対し、的確に支給します。	継続 子ども育成課
③	母子・父子家庭児童及び交通遺児就学給付金	支給対象者である、義務教育期間中のひとり親家庭児童や交通遺児の保護者に対し、的確に支給します。	継続 子ども育成課
④	母子家庭・父子家庭医療費補助事業	ひとり親家庭の医療費補助対象者に対し、的確に支給します。	継続 住民課
⑤	子ども医療費補助事業	子どもが18歳の年度末を迎えるまで、医療費補助を的確に支給します。	継続 住民課
⑥	重度心身障害者医療費補助事業	重度の心身障害者に対し、医療費補助を的確に支給します。	継続 住民課
⑦	出産育児一時金事業	国民健康保険加入者への出産一時金を的確に支給します。	継続 住民課
⑧	就学援助費	低所得世帯を対象に義務教育に必要な経費を的確に支給します。	継続 学校教育課
⑨	学習支援	低所得世帯を対象とした無料の学習支援を行います。	継続 子ども育成課
⑩	幼児教育・保育無償化	3歳～5歳を対象として、幼児教育及び保育サービスの利用に対する給付を実施します。	継続 学校教育課 子ども育成課
⑪	給食費の負担軽減	学校の給食費については完全無償化、保育施設に通っている第2子以降の児童の副食費について無償化を実施します。	継続 学校教育課 子ども育成課
⑫	出産・子育て応援交付金	妊娠期及び子育て期の妊婦に対し、的確に支給します。	継続 子ども育成課
⑬	フードバンク事業	個人や団体から寄付いただいた食品などを、町内に住民票のある社会的支援が必要な世帯や子ども食堂などを運営している団体にお渡しします。	継続 健康福祉課

基本目標6 子育て家庭の生活環境の充実したまち

(1) 都市計画に基づくまちづくりの推進

安全に安心して生活できる快適なまちづくりは、年齢に関わらずすべての町民に共通する大切な要素です。子どもと子育て家庭はもちろんのこと、人に優しいまちづくりを長期的な展望のもとに推進していきます。

事業名		事業の概要	担当課
①	都市計画に基づくまちづくりの推進	玉村町都市計画マスタープランに基づく都市施設整備の基本方針の実現を目指します。また都市交通体系、公園・緑地体系の整備は、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。	継続 都市建設課

(2) 安心して子育てできる住環境づくり

子どもを安心して産み育てることができるよう、町営住宅の居住環境整備に取り組んでいます。

事業名		事業の概要	担当課
①	ファミリー向けの住宅の支援	町全体の状況を把握し、町営住宅の長寿命化、住環境向上を図り、全年齢対応型の公営住宅の改善に努めます。	継続 都市建設課

(3) 快適な公園環境の整備

町民団体との協力や民間ノウハウの活用により、快適な公園の維持管理に努めています。

事業名		事業の概要	担当課
①	身近な公園の維持管理	住宅地にある規模の小さい身近な公園について、地域と町との協働により、コミュニティの場としての公園の維持管理をしていきます。	継続 都市建設課
②	公園、緑地の住民との協働による活用と再整備	経費節減、サービス向上を目的として導入した指定管理者制度を継続し、民間のノウハウを活用した公園管理を実施します。 安全に安心して公園を利用できるように、遊具の点検や維持修繕を継続して実施します。	継続 都市建設課

基本目標7 子どもが安全に安心して暮らせるまち

(1) 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるよう、子どもの視点や子ども連れの親の視点から、安全な道路環境づくりと交通安全施設の充実に努めていきます。

事業名		事業の概要		担当課
①	安全な歩道の整備	教育・保育施設周辺の整備を重点的に行い、安全な交通環境を確保します。	継続	都市建設課
②	交通安全施設の整備	通学路交通安全プログラムによる定期的な合同点検結果等を基に交通安全施設の整備を行い、交通事故の抑止に努めます。	継続	環境安全課
③	交通安全教室	幼稚園、小中学生を対象として、効果的な交通安全教室を実施します。	継続	環境安全課
④	交通安全啓発	春夏秋冬の交通安全運動を中心に 児童の通学路等で交通安全を呼び掛け、啓発活動を実施します。	拡充	環境安全課 学校教育課

(2) 子ども等の安全の確保

子どもが被害にあう犯罪が全国で多発しています。近隣関係の希薄化等により地域が子どもを守る力は低下しています。そのために子どもを犯罪から守る安全で安心なまちづくりを進めます。

事業名		事業の概要		担当課
①	子ども安全協力の家	地域から協力を募り、子どもが犯罪等から逃れる際に駆け込める家として、登録者の確保に努めます。	継続	生涯学習課
②	防犯対策	防犯灯や防犯カメラを適切に管理し、地域防犯パトロール活動に対して支援します。 各学校では家庭や地域と連携したあいさつ声かけ運動、緊急連絡メールを運用します。	拡充	生涯学習課 環境安全課 学校教育課

基本目標8 要支援児童等へのきめ細かな取組をするまち

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害で、心身の健やかな成長に多大な影響を与えます。虐待に関する相談は緊急性を要し、重篤なケースも増えていることから、子どもの安全確保を第一に児童相談所をはじめ関係専門機関と連絡を密にして、迅速な対応にあたるとともに、再発防止に努めます。

事業名		事業の概要	担当課
①	虐待防止指導	関係機関から虐待の疑いがある連絡があった場合、必要に応じて自宅訪問・指導等の対応を行います。	継続 子ども育成課 健康福祉課
②	虐待相談事業	窓口や電話、メール等で相談に対応します。学校でもスクールカウンセラーやソーシャルワーカーを配置して、相談体制を確保します。	拡充 子ども育成課 健康福祉課 学校教育課
③	児童虐待防止ネットワーク会議の充実	福祉・保健・医療・教育・保育・司法などの関係機関と情報を共有し、連携して問題解決を図ります。	継続 子ども育成課 健康福祉課 学校教育課 環境安全課
④	こどもまんなかセンターにじいろ (こども家庭センター)(再掲)	18歳までのすべての子どもとその家族及び妊産婦が抱える様々な相談に応じ、切れ目ない支援を実施します。	継続 子ども育成課

(2) 成長・発達の支援

障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正など、障がい者福祉施策は大きく変わってきています。障がいのある子どもへのサポートは、「障がいがあるなしに関わらず、誰もが分け隔てられることなく、普通の生活を送ることができる社会の実現」というノーマライゼーションの理念に基づいて進めています。

これからも、保育所や幼稚園、小中学校の通常の学級でともに生活し、学ぶこと等ができるよう、関係機関の連携を強化し支援の充実に努めます。

事業名		事業の概要	担当課
①	保育所や幼稚園での障がい児保育	保護者と連携して児童の状況を把握し、必要に応じて介助員の配置や保育士を加配し、要支援児の活動を支援します。	継続 学校教育課 子ども育成課
②	特別支援教育の充実	進学・進級時や通常時において、子どもに特別な支援のニーズがあると考えられる場合には、保護者と教職員、必要に応じて医療等とも連携を図りながら適切な教育を充実させていきます。	継続 学校教育課

事業名		事業の概要	担当課
③	カウンセラー配置事業 (再掲)	不安を持つ子どもや保護者からの相談対応や、特別な支援が必要な子どもや保護者への支援を実施します。	拡充 学校教育課
④	障がいのある児童・生徒の地域活動支援	特別な支援や配慮が必要な子どもたちへ社会との交流の促進を実施し、効果的なサービスを提供します。	継続 健康福祉課 学校教育課 子ども育成課
⑤	教育支援委員会の機能の充実	特別な教育的支援を必要とする子ども達への適切な教育相談及び教育支援の充実を図ります。	継続 学校教育課
⑥	通級指導教室 (通級教室) (再掲)	幼児児童生徒を対象に言語及び情緒の適応指導を実施します。	継続 学校教育課
⑦	にじいろファイル	支援が必要な子どもに対する切れ目のない支援を実現するため、支援ファイルの活用を推進します。	継続 学校教育課 健康福祉課 子ども育成課
⑧	発達相談支援事業	支援が必要な子どもに対して、のびやか発達相談や通級教室などの連携を強化し、一体的な支援を実施します。	継続 学校教育課 健康福祉課 子ども育成課
⑨	児童発達支援センター	支援が必要な子どもを対象に、専門相談や適応訓練を実施するため、広域実施も視野に入れ、早期の開設を目指します。	継続 健康福祉課

(3) 障がい児施策の充実

障がいがある子ども、ない子どもの分け隔てなく、ともに地域で育つことがあたり前であるというノーマライゼーションの理念に基づきながら、障がい児施策を充実していきます。

事業名		事業の概要	担当課
①	重度心身障害者医療費補助事業 (再掲)	重度の心身障害者に対し、医療費補助を的確に支給します。	継続 住民課
②	特別児童扶養手当	満 20 歳未満の精神、身体障がい者を支給対象とし、的確な手続き案内を行います。	継続 健康福祉課
③	障害児福祉手当	在宅で常時介護を必要とする 20 歳までの人を支給対象とし、的確な手続き案内を行います。	継続 健康福祉課
④	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	継続 健康福祉課
⑤	放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	継続 健康福祉課

事業名		事業の概要	担当課
⑥	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援その他必要な支援を行います。	継続 健康福祉課
⑦	医療型児童発達支援	児童発達支援及び身体の状態により、訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。	継続 健康福祉課
⑧	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがある、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童の居宅に訪問して発達支援を行います。	継続 健康福祉課
⑨	障害児相談支援	児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する前に障害児支援利用計画の作成や一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。	継続 健康福祉課
⑩	医療的ケア児支援	保育所や幼稚園にいる医療的ケアが必要な児童に訪問看護を派遣します。	継続 健康福祉課

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の周知徹底

家庭、地域、事業所などでの町民等の主体的・積極的な取組を促進するために、町ホームページへの掲載など、本計画の周知に努めます。

2. 持続可能な開発目標（SDGs）の視点を持った取組の推進

2015（平成 27）年度に国際連合総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」は、2030（令和 12）年までに達成すべき 17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成された国際目標です。この中には、目標 1（貧困をなくそう）や目標 3（すべての人に健康と福祉を）、目標 11（住み続けられるまちづくりを）を始めとした、本計画と密接に関連した目標も含まれています。

本町では、様々な個別計画や部課局と連携し、誰ひとり取り残さない社会の実現に向けた取組を推進します。

■SDGs17 の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターより作成

3. 推進体制づくり

(1) 町子ども・子育て会議

本計画の推進にあたり、「玉村町子ども・子育て会議」において、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するとともに、点検・評価などの継続的な取組を行います。また、必要に応じて、計画の見直しなどを含めた検討も行います。

(2) 関係者の連携・協働

教育・保育施設と地域型保育事業者との連携、保育所等と放課後児童健全育成事業との連携等、町と事業者、事業者間の連携・協働を推進します。

4. 計画の点検・評価

(1) 各年度における点検・評価

「量の見込み」及び「確保方策」の双方について、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等を年度ごとに点検・評価を行います。

(2) 中間年における計画の見直し

本計画期間の中間年を目安とし、本計画に定める「量の見込み」が実際の認定状況との乖離が著しい場合等、毎年度の評価状況を鑑みて、必要に応じて本計画の見直しを行います。

